

# 維新期における三井「家政」改革

## 三井 礼子

### 一

三井「家政改革」は、本誌第二号「幕末の三井『家政』改革についての覚書」で指摘したように、幕藩体制下では、主として「儉約」——「家産」蓄積につらなる——を基軸に進められてきた。<sup>(1)</sup>その点では他の商家のばあいにも多かれ少なかれ共通性が認められる。<sup>(2)</sup>ところが世直し一揆の激化、討幕運動の展開といった政治、社会情勢の急激な変化のなかで、三井家内部において旧来の“家則・旧格”そのものに触れる改革の兆が現われる。すでに本誌第二号で紹介した慶應三年一二月の、越後屋重役八名連署の「口上覚」が「大改革仕方立之儀」を建言し、慶應四年七月の八郎右衛門（高福）の「示談書」が「朝政御一新」に付「普天卒土之浜ニ至迄変革之御時節ニ付、手前宅々始店々一体旧弊旧格不泥、<sup>(3)</sup>万端大改革相建不申而者中々相続難及、「何分家名存亡」之境」、「天下御一新之折柄此機会ヲ取逃し候時者、逆も中興之大業難相立候間」、「何分ニも同苗宅々始店々復古一新して家名永続之基礎相建度志願之外無之」云々と、三都（京・江戸・大阪）本店・両

替店、そのほか店々の惣手代に申し送っていること自体、その動きに他ならない。それらと関連して特に注目すべきは、本稿で扱かう、慶應四年（一八六八、九月八日明治と改元）五月、大元方役同苗<sup>(4)</sup>に宛てた重役八名の《申上書》と、それに応えて大元方役在京同苗が三井部内に通達した同年七月の《申渡書》である。

こうした新らしい動きは、成立途上にある新政権側の働きかけ（圧力）により、旧家則の墨守が許されがたくなった場に始まつたことで、必らずしも「家制」総体の改革を直接不可避なものと認めたからではなかった。にもかかわらず、それは、「御一新」の歴史的な意味と展望とをある程度意識することによって、新政権の働きかけに対応しながら、家産・家業の将来を計ろうとする積極的な姿勢であった限り、情勢の推移とともに家法・式目のよき広汎な改革へ展開していく条件と志向性とを含んでいたし、その実践的な一步であったと見ることはできるであろう。その意味で、とくに慶應四年＝明治元年の動きは、三井家法そのものが依存してきた、あるいは三井家法に表現されている幕藩体制的な身分割ないし「家」制度の避けがたい亀裂の予兆であった。

二つの文書はまた、維新政府成立過程における権力と巨大商業資本との具体的な関係、その経緯、および商業資本側の積極性と対応の在り方などを示している点でも注目に値する。つきつめて行けば、それは、明治維新——新政権の性格を究明するうえでも貴重な一素材たりうるものと考えられる。

本稿は前記『申上書』・『申渡書』および維新时期における他の若干の史料を紹介して、「家政」改革を焦点に考察しようとするものであるが、本誌第二号で紹介した天保八年（一八六七）から慶応三年（一八六七）まで三〇年間の「家政」関係史料のはあいのように、同じ性格、同じ形態の史料を列記する形はとり難い。幕末の三〇年間は、体制的矛盾の拡大にもかかわらず、封建的停滞性が時々の情勢への対応策であつた一連の「家政」改革をいすれも同質のものに制約してきたのに、維新は、いうまでもなくその停滞性自体を打破して資本制的構造を創出する変革であり、土台と上部構造とをつうじて複雑・混沌とした激動の過程であり、その渦中に於ける「家政」改革の内容を著しく多様化しているので

ある。すなわち維新当初の「家政」改革は、それ以前の改革の単純な連続であることはできなかつたし、また、たんに明治三年に行われる“大改正”（大元方組織刷新）への直線的なステップでもない、流動的で多様なメントを内包せざるをえなかつたのである。

したがつて、この期の家政関係の史料は、各営業店の経営状態、各店手代たちの動き、新政府からの働きかけ、新政府・新事態への対応の仕方、前期資本を基礎にした「家」の“御一新”、維新における三井の役割等々を含む混沌としたものであつた。そこに現わされたような激しく揺れ動く過程で、家業の継続・発展の方向を見定め、機会を捕えながら、一応の形態へ帰着していくのが明治三年（一八七〇）の『改正申渡覚』（『改正規則書』）であるといえるであろう。（三年「改正」資料の紹介はつきの機会にゆずる）

以上の意味から、第二号に統いて、上記の二文書を中心に若干の史料を紹介することにした。

## 二

### 史料1 《申上書》 慶応四年五月

（三井文庫所蔵資料 別五八八一—〇、『稿本三井家史料 北家第八代三井高福』一三六四～一三七〇ページ参照）

乍憚以書付奉申上候

旧來御連綿御相続被遊候御為替御用其外諸御用向共、此度御一新ニ付御廢止相成、三都両替店より諸向江貸出し置候御為

替金銀相滯候節、御訴訟申上候共、御取上ヶ有之間鋪哉之趣ニ而、不大形御心痛被遊、私共おるても御同様不安寝食罷在候之処、三郎助<sup>(5)</sup>様御名前ニ而、旧来 御所御勘使所御両替御用被遊御勤候廉ヲ以、両替店カ種々心配、内顧等致候処、程能御聞込、旧冬金穀出納所カ 三郎助様并名代三人共各壹人別ニ御呼出し御書付到来、然ル処 三郎助様江戸御勤番中ニ付御他国之趣を以御断申上、御名代老人并外三人都合四人罷出候処、此度金穀出納之御用相勤候様、尾瀬林左門殿カ 被仰渡候而已ニ而、如何躰之御用相勤候事哉聴と相分り兼候処、其後小野方名代西村勘六宜敷手蔓有之種々周旋尽効いたし、此方様并嶋田方とも同意、三家組合御用承り候様相成、尤其頃者未 德川公二条ニ御在城、御所司代・町御奉行共京地ニ被為在候事故、前件金穀之御用者 御所向之御用と相心得居候処、当正月三日之大變カ 後者弥 朝廷御一新御政事ニ相成、万機旧例を不被為用、万端御麥革御一洗、既ニ二条空城カ 太政官代ニ被為用候ニ付、日々御用窺ニ出勤、尽力を以終ニ 太政官会計局付御為替手ニ被仰付候、依之是迄之御為替証文認方相改、太政官御用途金・諸國御為替御手當金之内、貸渡申候御趣意ニ相成、先以安心大慶難有次第、全御高運之御余光と私共一同微心魂難在仕合冥加至極ニ付、益御用向大切ニ相心得、飽迄も勤 王精誠尽力、御家勢を万国迄も輝し度奉願望而已他事無御座候、然ルニ今般両替店尽力之功相顯レ、御宅々店々江も金納之御沙汰御差除ケニ相成、其上京都当地御名代之者追々結構被仰付、猶又大坂於両替店ニ会計局御用向者京都同様并運上所御用向ニ付而者御扶持方等迄、元之助様御名前并手代六人之者江も夫々結構ニ被仰渡、尤於横浜表御金方御用、是迄之通 八郎右衛門様江、東久世中将様御付属御掛り御役人方カ 被仰渡候段、先達而住吉町御用所カ 通達在之、御承知之御儀ニ御座候、將又江戸両替店之儀も追而結構可被仰渡趣之御内意有之候段、江戸表カ 帰京いたし候小野名代奥田林造カ 承り申候、右様不容易莫太之 御寵命御引立被成下候処、御名代之者共帶刀御免并伝治郎義者商法司判事に被仰付候儀、此方様旧来御家則ニ相振れ元方之規矩相建不申哉、往々之処御憂慮被遊候之間、私共篤と勘考可仕旨、先達而以来并頃日カ も被仰出之御旨、乍恐御尤至極ニ奉存候、依之先達而

被仰出候帶刀之廉其筋江内願仕置候処、右者御聞済ニ難相成之趣御内沙汰、其上頃日伝治郎江御雇判事御役被仰付、猶三郎助様御名前江者御掛屋頭取被仰付候程之厚キ御用ひニ御座候処、押而帶刀之儀等彼は内願仕候而者御上之

御首尾如何と奉恐入候、抑皇國神州之儀者從往古夷狄を見る事犬猫之如ク賤しめ候御国ニ候得共、御一新之後者夷人天朝江参内いたし候而已ならず、親しく天顔を拝し候程之御変革、日本之始祖神武天皇之昔ニ御復古<sup>(19)</sup>被為

在候御改政之御時勢、此方様御家則御旧格等彼是申居候場合ニ無御座候哉と奉存候、奉申上迄も無御座候得共親王方人天朝江参内いたし候而已ならず、親しく天顔を拝し候程之御變革、日本之始祖神武天皇之昔ニ御復古<sup>(20)</sup>被為

・御撰家方も平堂上同様、惣而此末御尽力之功ニ而御昇進被遊候様相成、御家柄御旧格等者御用ひ無之、貴賤之御差別聊無之由承り候、乍恐右等之処御活断被為在、今般三都両替店御用勤向ニ付而之帶刀并身分結構ニ相成候儀等、全主

中様方御名代故之儀と御海容被遊被下度、尤御内輪ニ而右御名代之者退役被仰渡、御雇勤之身元ニ而為相勤可申様御内沙汰之趣御座候へ共、右様御取計相成候而者、万一其次第柄御上江御聞込ニ相成、如何之筋ニ而右様取計候哉之旨御尋被為在候節、此方様御家則・御旧格とも不被申上、御用向簞略ニ相心得候様之廉ヲ以如何体可被仰渡哉、右等之儀

弥心痛仕候、拟又店納り方ニ付而も差支之廉々左ニ奉申上候

一三都両替店ニ而御用方御名代役之儀者、御大切之御用向取扱候儀ニ付、其店ニ而も人撰仕候者共ニ御座候処、一同

退役ニ相成候而者多人数旁忽於店々差支申候、自然伝次郎斗退役被仰付候而者、就中御用筋精勤之者却而退役と相成候得者名義不正、以後精勤之者無之様相成、一同之氣形ニ抱<sup>(抱)</sup>可申と歎ケ敷奉存候

一御用向御永続ニ付而者、追々新役申付候節何れも退役を相歎、違背致間鋪儀ニも無之、其節々諭し方當惑可仕候之節御上江一言之申開キ無之哉と恐縮至極ニ奉存候

右之通恐多くも上者太政官江奉對輕卒之畏、下者店納り方之患不少、愚度々々敷奉申上候得共、前件相認候於神

維新期における三井「家政」改革（三井）

州ニ、醜敵狗鼠と忌嫌ひ給ふ異国人も、時勢ニ隨ひ參 朝を許し給ふ大活政之御代ニ御座候間、御家則・御掟等を御大切ニ被思召候者御尤至極、乍恐 御先祖様江被為対実ニ御孝道之御儀ニ而、於私共も御旧格之通ニ而御奉公仕度儀者申上迄も無御座候得共、天地之循還(環)自然之變化者人力之不及處ニ御座候間、天下御一新之上者御家則も御一新、旧則を破而却而新則を建、古格を廢して新例之吉格、善之到善たる御法則御活慮被為在候様奉願上候、勿論右御用筋之外、店用并自用向ニ而他行等之節者決而帶刀為致間鋪、此儀者御条目書ヲ以急度被仰渡、其上ニも不都合之所業も御座候ハヽ、其砌者御家則を以如何体ニも被 仰付、何分今般両替店御用方勤振之儀者、前条之趣御深慮御聞濟被 為在候様一同奉申上候、以上

辰五月

永緒太郎右衛門(印)（大元方後見格）

中塚徳三郎(印)（大元方勘定名代）

中村徳兵衛(印)（京両替店元方掛名代）

吉仲庄太郎(印)（京本店加判名代）

木村忠兵衛(印)（京上店加判名代）

河村喜作(印)（京間之町店加判名代）

土方治兵衛(印)（大元方元ヅ格）

中野勝助(印)（京両替店元(21)）

八郎右衛門様（高福）

三郎助様（高喜）

次郎右衛門様（高朗）

史料2 申渡書 慶応四年七月

(三井文庫所蔵資料 続一二七四、『稿本三井家史料 北家第八代三井高福』一三七〇～一三八〇ページ参照)  
(表紙)

慶応四年辰七月

申 渡 書

覚

一今般御一新ニ付、乍恐 神武之御聖代ニ復古被為 仰出、万機御政權於 朝廷被為執行、万端旧例旧弊御一洗、御変革被為遊候ニ付而者、手前方旧來相勤來り候 公儀御為替御用、其外諸御用向廉々御廢止相成候ニ付、三都両替店旧來之家督業駄廢り同様ニ而、諸向へ貸金取立方忽差支、不大形心痛、然ニ旧來三郎助名前ニ而 御所御勘使カンサイ所御両替御用相勤來候統を以、両替店各種々心配内願等為致候處、旧職三郎助并名代三人之者被為 召出、金穀出納御用被為 仰付候ニ付、名代之者日々太政官代江出勤尽力御用奉相勤候處、御用弁ニ相成候哉、當春ニ到 太政官会計局付御為替御用嶋田・小野共三家江組合ニ而御用被為仰付候ニ付、是迄御為替貸付証文等も相改 太政官御用途金之名目ニ相成、其上今般御用途金上納等之儀も手前宅々店々迄も御差除被成下候段、御用向丹誠奉相勤候寸功相立家運不朽之瑞等冥加至極之御儀難有御事ニ存候、然ル上者益御用向太切ニ相心得、勤 王精誠尽力仕、朝恩ヲ報し可奉儀申迄も無之候、然ニ右御用蒙 仰候ニ付而者手前始嶋田・小野三家共、御用勤中主人ヲ始名代之者迄苗字并平生帶刀 御免被為仰付、猶引続大坂於両替店会計局 御用当地同様、且運上所御用ニ付、御扶持方等迄元之助名前并手代六人之者江も夫々結構被仰渡候処、猶亦此度京都府より八郎右衛門・三郎助・次郎右衛門被 召出、会計局御掛屋頭取并商法会所元クモ苗字帶刀御免之儀嶋田・小野とも被為 仰付、右様廉々之御用且身分等迄も結構蒙 仰候段、寔以家之面目冥加ニ相叶候御儀全

(2)

御先祖之余光と重々難有仕合奉存候、然ニ元來手前家之義者往昔圓光院<sup>(23)</sup>様御代武門ヲ遁レ民家ニ交り、御孫松樹院<sup>(24)</sup>様

ニ到り初而呉服商売御創業千辛万労御丹誠、主従一致之成功を以日増繁昌ニ隨ひ、両替店御組立御為替御用始其余店々商業御開創、子孫式百年來連綿相続致來候段皆以祖先之恩澤ニ候得者、子孫益身ヲ謙り町人商家たる身分ヲ不忘家業ニ

一心ヲ懲し、家名相続而已心掛ケ候義勿論之事ニ候、尤同苗共是迄非常旅行帶刀之義者、前々 御公儀又ハ從 御地頭<sup>(25)</sup>

御免被成下候義ニ候へ共、平生帶刀之儀者第一 先祖之家則ニ相背ケ候義ニ付、今般 御用ニ付常帶刀之義者嶋田・小

野ニ不抱手前方ハ主人始名代共者尚更辞退不仕候は而者家則難相立ニ付、右等先達而中ら重役手代共江及示談種々内願

為致候へ共、此度御用ニ付而者時宜ニ寄高貴之御方ル御直談も被為在、且深き御意味合も有之、逆も御取上ヶ難相成趣、

尤今般 王政御復古御一新之御時勢ニ付、諸國一盤大小藩々ニ至迄右趣意奉戴仕、旧例旧弊悉ク御一新貫徹候様追々御

布告も被為在候御最中、此方家則旧格等ヲ固守し候而帶刀之儀強而内願申立候時者、当今厚キ御趣意不弁ニ相当り自然

蒙御惡しみヲ廉々之御用御取放し、其上如何体之義被仰出家名ニ相拘り候様之義も難計、其余両替店工面合ニも差障り可申廉々等重役共一統より書取ヲ以申出候趣理儀尤ニも相聞得候、乍去 先祖之家則ニ相振レ候段者深恐入所ニ候へ

共、時運ヲ不計從 御上被為仰出候命令ニ奉背家名難保時者猶以孝道難相立、実ニ不得止次第二付、評決之上御請奉申

上候義ニ有之、是則公道ニ隨ふ所ニ候、尤右帶刀之儀も、御用相勤候名前之者勤役中之義ニ候へ者、惣同苗始手代之者

ニ到迄、公と私之差別取違ひ無之様能々弁別可致事ニ候、公私之分チ乱れ候時者譬小家と雖へとも治る事能わす、然ル

上者我身一分之潛上ヲ望み私心を以表向者御用之廉ニ事よせ、帶刀或者身分等之内願致し候義者古法之通急度法度ニ申

候、万一心得違之族於有之者譬同苗老分之者たりとも無用捨家則之通嚴重執計可申条其旨相心得可被申候、且前条にも

相認候通此方儀元來無錄之町人 御先祖創業之余徳商業之潤ひを以多人数相続致事ニ候得者、其基本ヲ朝暮亡失せず益

謙り惣同苗各志シヨウ同ふシ、大元方式目ニ被認置候通店々江勤向之儀堅相守可申之処、數年ヲ経るニ隨ひ無毎と建方取

失ひ候向も有之、別而当節御一新之折柄ニ候へ者急度旧弊旧習ヲ一洗し、格別家業ニ打入り往昔之家風ニ復古、御先祖代々之靈意ニ相叶ひ子孫永久相続候様專務可有之候、尤今般被為仰付候朝廷御用相勤候同苗逆も、前々より被建置候通商業向と御用勤之儀ヲ両輪ニ相心得可被申候<sup>(28)</sup>、當時三郎助江戸勤番中ニ付、追而帰京之上取締向猶亦熟談之上篤と取究可申候得共、差當り今般同苗之内帶刀ニ付心得方之儀申堅メ候処左之通

一同苗宅々店々江罷越候節者、是迄之通之姿ニ而罷越可申事

一真如堂<sup>(29)</sup>仏參并神仏江參詣其外都而自用他行之節とも、前同様相心得可申事

一御用会所江出勤引取掛け御用筋ニ付、店々并外方江罷越候節者帶刀之役ニ而も不苦候へ共、自用兼候儀者遠慮可被致候、何分公私之道混乱不致様ニ相心得可被申事

一今般御用ニ付、勤中帶刀御免被為仰付候名代之者共帶刀於心得方者、主人右申堅メ之通ニ候へ者不申及候へ共、猶亦於両替店ニ名代勤申付御用ニ付帶刀仕候者江者、式目申渡書ヲ以嚴敷取締仕、其時々銘々神文同前之承知印形取之置、万一不法之者於有之者家法之通聊無用捨嚴重取計可致事  
右之通此度不取敢申堅メ候、猶追而篤と評儀之上理義正鋪家則相建候様急度取極、改可申渡候条此旨相心得可被申候、仍之申渡処如件

慶應四年

辰七月

次郎右衛門○(高開)

八郎右衛門○(高福)

本文御申堅書之趣乍憚逐一御尤承知仕候、御式目之廉々急度相守猶暮し方万端質素相慎、店々業躰向格別ニ打入り、尤御用筋之儀益太切ニ相心得、万事往昔之御建方ニ復古、今般御一新改革之廉相貢き、家名永続御先祖様御靈意ニ相叶候様精々丹誠可仕候、依而印形仕候処如件

元之助(印)（二男家第七代高生）

本文被仰渡候御式目之廉々逐一承知仕候、猶前々古御式目を以被立置候通、店々業体勤方之義、向後格別出精相勤且暮方万端質素相慎、今般御一新改革之廉急度相貰き家業繁昌永統仕、御先祖様御靈意ニ相叶候様精々申合丹誠相励可申候、依而印形仕候処如件

源右衛門(印)（三男家第八代高辰）

寿之助(印)（九男家第八代高弘）

介藏(印)（十男家高喜嗣高昇）

宸之助(印)（四男家第一〇代高保）

篤次郎(印)（松坂北家第六代高深）

則右衛門(印)（松坂南家第七代高敏）

宗十郎(印)（松坂北家第七代高猷）

貞次郎(印)（十男家高喜二男）

本文被仰渡候御式目之趣逐一承知奉畏候、乍恐一天下御一新不容易御時節ニ立到り、實以御相統御太切之御庭合ニ付、不一形御辛勞被思召上候段何共奉恐入候、右之折柄弥以御家則御嚴重ニ御立不被遊候而者難相濟儀ニ付、猶於西替店、御名代勤之者帶刀心得方等之義、式目ヲ以嚴重申渡聊不都合無之様堅為相守可申候、且店々業体向之儀者申迄も無御座、家内取締方等万端一新改革相建時節ニ応し商事向大励相企、御先祖様御創業之御時節ニ復古仕、家業御繁榮御永続少も御安心之庭ニ基候様私共始懃中一致尽粉骨相勵精勤可仕候、仍而御請印形仕候処如件

中野勝助(印)（京西替店元々）

刀根喜三郎 (江戸向店元代)  
土方治兵衛 (印) (大元方元代)  
河村喜作 (印) (京間之町店加判名代)  
木村忠兵衛 (京本店加判名代)  
桜井与兵衛 (江戸両替店加判名代)  
吉仲庄太郎 (印) (京本店加判名代)  
沢木新四郎 (印) (江戸本店元方掛名代)  
中村徳兵衛 (印) (京両替店元方掛名代)  
土田次郎助 (大坂本店元方掛名代)  
斎藤専蔵 (江戸両替店元方掛名代)  
石井与三次郎 (大坂両替店元方掛名代)  
窪田惣右衛門 (印) (京糸店勘定名代)  
中塚徳三郎 (印) (大元方勘定名代)  
北条太兵衛 (大坂本店勘定名代)  
稻垣次郎七 (江戸本店勘定名代)  
中井茂兵衛 (印) (京本店勘定名代)  
熊谷幸右衛門 (印) (京間之町店勘定名代)  
吹田四郎兵衛 (大坂両替店名代)

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

森 藤五郎	(京本店名代)
山 中半兵衛	(京兩替店名代)
小山 吉右衛門	(印) (京兩替店名代)
鍬形 佐兵衛	(江戸本店名代)
村田 恒五郎	(江戸芝口店名代)
佐波 浅次郎	(松坂店後見)
香村 (専次郎)	(横浜店後見)
伊吹 喜右衛門	(印) (京糸店後見)
杉山 十兵衛	(江戸本店後見)
松田 長右衛門	(江戸向店後見)
辻川 喜左衛門	(印) (京上店後見)
里田 藤兵衛	(印) (京本店後見)
向井 一郎兵衛	(江戸両替店後見)
杉本 久次郎	(大坂両替店後見)
平井 作兵衛	(印) (京糸店後見)
永田 基七	(江戸両替店後見)
上原 甚四郎	(印) (京本店後見)
西村 喜平次	(江戸本店後見格)

三野村利左衛門 (江戸御用所後見格)

永緒太郎右衛門○ (大元方後見格)

奥村喜兵衛 (大坂本店後見格)

山中恒七 (江戸芝口店後見格)

松嶋吉十郎 (江戸御用所通勤支配)

山崎甚五郎○ (京商替店通勤支配)

私先祖

江戸京大坂ニ而呉服商売仕罷有候処

貞享四卯年  
(御納戸私方)

御私方呉服御用被

仰付并元録二巳年

御元方呉服御用共私祖八郎兵衛江被

仰付奉相勤候処享保三卯年

右御用 御免被

仰付候元録年中同苗へ追々  
御為替御用被

仰付同苗三郎助次郎右衛門元之助三人奉相勤罷有候

宝暦五戌年

御広敷御同苗源右衛門奉相勤罷有候

明和二四年  
御神宝方御用同苗八郎兵衛へ被

(三井文庫所蔵資料 本一〇七九—四)

『由緒書

三井八郎右衛門』

### 三

史料1 (申上書) は、まず冒頭に旧幕時代に命じられ、あるいは特許されてきた諸御用廢止による経営全般の深刻な打撃、とくに両替店関係の行き詰まりがもたらす窮迫状況を訴えており、その狼狽ぶりや打撃状況は、幕府“御用”という特権に伴う収益が経営の安定と発展にとっていかに重大なモメントをなしてきたかを示すとともに、他面では、諸御用なるものが幕藩制の経済面における御用商人の役割、幕藩と御用商人の相互依存性を深く示唆するものである。そこでまず、三井が多大の利益をえていたところの「御為替御用」をはじめ、いわゆる「諸御用」とはどんなものであったか。三井家記録文書のなかに、貞享から享和年間にかけての幕府御用のなかで重要なものを年代順に掲げたものがあるので、それをつぎに示そう。

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

仰付奉相勸籠有候処昨年死去仕候ニ付名跡相立候迄御願奉  
申上

御為替御用相兼當時同苗次郎右衛門奉相勸候  
右之通私父祖△同苗共追々譲替之度御願申上奉相勸來候処

私儀  
寛政九年巳年六月廿日江戸町御奉行小田切土佐守様於  
所伊豆國付嶋之產物交易会所頭取被  
仰付候

一 同六月廿三日御勘定御奉行柳生主膳正様於御役宅三河口太  
忠様塚越九右衛門様御立会ニ而右

御用相勸候ニ付御扶持方式人扶持被下置候旨被  
仰渡私京住居

御免江戸表者代之者奉相勸候此段乍恐奉申上候以上  
(總領家第六代高益印)

享和二年戊十二月

(朱書)三井八郎右衛門○

右御印形ハ油小路御宅町内ニ御用ひ被遊御印形也

右文書にあげられているように、幕府御用で最初に命じられたのは呉服御用であった。貞享四年（一六八七）、惣領家第二代高平が側用人牧野備後守成貞によばれて江戸に赴き、ついで老中に謁して、この御用を命じられた。以来、表御用は享保二年（一七一七）まで三〇か年、御広鋪御用はその後も引続いて命じられている。このように御納戸御呉服師を勤め、御目見を許されたことによつて、元禄一二年（一六九九）正月、江戸坂本町屋敷を拝領する。町人として拝領地を有することは身分格式上もとも重

大なことであった。拝領地は他人に売却すること、またはこれを質地とすることはできない習慣であった。明治九年（一八七六）三井物産会社が創立されたのはこの坂本町の地である。

三井が幕府の御為替銀即ち「大坂御金蔵金銀御為替」を命じられたのは元禄四年（一六九一）である。三井の両替業は、もともと、江戸本店の呉服類の売上代金を京都仕入店へ為替送金することおよび京都仕入店の資金管理に端を発したもので、呉服業に付随した小規模の業務にすぎなかつた。それが呉服業とならぶ営業部門にまでなつていくのは、この「御為替御用」引き請け以来のことである。

金銀御為替の定めは、大坂で銀を受けとり、六〇日目（元禄九年以降は九〇日目）に江戸の勘定所に金で上納すること、金銀の両替率は大坂の相場値段によること、幕府が銀上納を欲する場合は金銀を半分ずつとすること等で、請負両替商人は保証として不動産抵当を幕府にさしだした。

御為替御用は上記の主たる業務の他に、京都・奈良及び長崎等への為替業をも勤めた。（このうち長崎為替は外国貿易に間接の関係をもつものであつた。）

御為替銀請負は、上記のよう、六〇日（九〇日）間無利息で多額の金銀を預かるにより直接莫大な利益をもたらす他、御用商人としての信用の獲得ともなり、またその特権に付隨して、各般の経営上有形無形に非常に有利な諸条件を取得することになつた。すなわち、実際に預かった公金の何倍かの資金を名目金貸

付（幕府、大名、公卿、大寺院など特定の金主の資金であること）を明らかにした貸付）に投入して確実な利益をあげることができた。たとえば、享保十三年（一七二八）上期の「京両替店借勘定表」によると、およそ一三〇〇貫目ほどの御金蔵銀を預って實際には約六〇〇〇貫目ほどの公金貸付を行っていたことが知られる。<sup>(37)</sup>

また右文書に明和二年に御用開始とされている神宝方は、別の史料によると寛政二年（一七九〇）八月からとも記されている。この神宝方御用とは、日光東照宮の神宝方の地類方、京物方、仕立方、木地方、塗師方、仏師方、経師方等の御用のうち、祭礼御用の織物、装束の仕立を引受けたのである。この種の御用の引受けは、貨幣金融関係御用の引受けとともに、三井家の格式を高めるのに役立つ、特權的色彩の強いものである。<sup>(38)</sup>

寛政九年（一七九七）六月二〇日、第一〇代八郎右衛門（惣領家第六代高祐、三九歳）の時、勘定所から伊豆国附島々産物会所頭取を命じられ、御用勤の間、御扶持方一人扶持を給せられることになった。同会所（略して島方会所）は勘定所支配で、寛政七年江戸本町二丁目北側に創設されたもので、これは伊豆七島島民救済のためもあり、その産物の販売を一手に引き受けた。日本橋畔に荷上げされた産物を市中の問屋に分配することを掌った。これは各問屋にとって長崎向けの貿易商品の一部となつたものである。<sup>(39)</sup>

前掲史料は、享和二年（一八〇一）一二月に記録されたもので

あるから、この島方会所の御用で終つておらず、以後幕末期までの六、七〇年間の幕府御用の状況についてまとめておいたものはない。その間での重要な幕府御用の一、三をつきに述べておこう。

文化一〇年（一八一三）九月、三井八郎右衛門は御勘定所御用達を命じられた。<sup>(40)</sup> この御用達は、江戸市中の経済全般の運営に大きな力をもつていた鹿島清兵衛ら御勘定所御用達とはやや異なり、御勘定所からの貸付金をうけてそれを利足付で年賦返済する機能に限定されていたとはい、格式は高く、これ以来、八郎右衛門の肩書きに「島方会所頭取」とともに、あるいは単独に「御勘定所御用達」と書かれるようになった。

ついで文政二年（一八一九）に元之助、次郎右衛門、三郎助らの名前で、幕府の大坂銅座掛屋御用を命じられた。大坂銅座は、明和三年（一七六六）、従来の長崎銅会所を改称したもので、諸国出銅の一手引受けと輸出銅および鋳銭材料の統制を行う役所で、掛屋御用は「掛改役」ともい、三井組の手代が銅座の掛改役人として、諸国から大坂に集まる荒銅およびそれを住友で改鋳した棹銅の貫目を掛改めて受納し、またはこれを長崎廻銅として輸出すことなどの受渡しの業務を勤めた。<sup>(41)</sup>

幕藩体制のなかで三井が勤めていたこれらの「御用」をみると、同じ「御用」であっても、引受け当初のばあいと幕末とではその内容（種目）ないし経緯にはかなりちがつた状態が看取される。幕府に依存しなければ営業の伸展も存続さえも困難であった時期の、たとえば貞享四年の「呉服御用」や元禄四年に始まる

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

「御為替御用」などは、それ自体現実に利益を保障され、格式や扶持方を与えられ、社会的な名譽と信用を博することで、大きな特権の享受を意味した。したがって三井はその「御用」を名譽として歓迎・採受している。幕末になると、「御用」内容の重点に著しい変動が現われるだけでなく、「御用」を承わるに当つて三井側が一定の権限を行つて形跡が認められる。まず「御用筋廉書」に列挙されている慶應年間の幕府御用の種目に着目しよう。

- 一 御用筋廉書
- 一 軍鑑洋銀量目御引替御用
- 一 西波濤場税銀請取方御用
- 一 市中税銀請渡御用
- 一 御普請金請払御用
- 一 異人御買物代金請払御用
- 一 濃毛御役所御用同
- 一 横浜御書役方御渡もの取扱
- 一 同為替金取扱
- 一 同別手御組預り御渡方取扱
- 一 同精鉄所請払御用
- 一 横須賀精鉄所請払御用
- 一 横浜市中地代取扱
- 一 箱館方御用取扱
- 一 長崎方御願御用承り

廿一廉

外ニ昨冬并此度

- 一 江戸表御貸付御用
- 一 横浜同
- 一 江戸横浜共金札御引替御用
- 一 横浜ニ而急場洋銀買入方御用
- 一 異人御買物向被仰付候事
- 一 洋銀右同断
- 一 金銀一手賈納御用

- 江戸
- 一 御勘定所
- 一 金札取扱
- 一 御貸付金取扱
- 一 外国方
- 一 神奈川方
- 一 御陸軍所
- 一 三兵伝習所
- 一 御語学所

- 一箱館方  
 一横浜製鉄所  
 一横須賀製鉄所  
 一御金改御役所  
 一銀座御役所  
 横浜神奈川御用相勤廉々左二  
 一戸部御役所  
 一横浜御役所  
 一東西波戸庭御役所  
 一御普請方  
 一金札取扱  
 一御貸付金取扱  
 一町方上納金取扱
- 右之通兩地おるて金銀取扱請私御用而已相勤候儀御座候已上〔慶応年中兵庫商社被仰付候節諸通達井ニ諸書付〕ノ内慶応三年丁卯《別六四〇一》

これら幕府諸御用のうち、主要なものをつぎに解説しておこう。  
 安政六年（一八五九）五月、三井八郎右衛門、同三郎助、同次郎右衛門、同元之助に、外国奉行所御金御用達が命じられた。横

浜の出店には「運上所御用三井為替方」の看板が掲げられ、そこでは一種の官金出納事務が行なわれた。すなわち外国商人の支払う輸出品代金がいったんすべて神奈川役所に納入される規定であったので、これを預って国内商人への支払い、関税益金の江戸上納を行っていたのである。引続いて箱館御役所、横浜・横須賀両製鉄所請負御用などの諸役所の請払御用・官金出納を相次いで引受けることになった。これら開港後に新たに発生した諸御用は必ずしも順調に推移していくわけではなく、右に述べた外国奉行所御金御用達も、慶応年間には手代担当者の不良貸付や通貨の混亂などによる大損失が明らかとなり、三井家存亡の危機をも招くこととなつたほどである。

慶応二年（一八六六）、三井八郎右衛門は江戸市中融通御貸付金取扱御用を命じられたさい、当時起用された三野村利左衛門が中心となって、右に述べた外國方、箱館方、横浜金銀運送御用替御用所を設置した。もともとこれらの貸付御用等は勘定奉行小栗上野介の幕府財政挽回策によるもので、三野村はその一役を買つたことになるが、この御用所において、幕府の最初にして最後の紙幣・金札発行が行われたのである。<sup>(44)</sup>

こうした御用をみていて注目されるのは、第一にほとんどが金融関係で、貨幣に関する事項をほとんど包括していることである。第二に幕末になると御用件数が旧来にくらべて飛躍的に増加していることがわかる。

幕末には、幕藩体制の物質的土台として貨幣・流通経済の占める比重が飛躍的に拡大したが、それにも拘らず、貨幣・流通経済は幕府旧来の勘定所等によってはますます手に負えないものとなる。幕府は、収源を確保し拡張し、体制を維持するために、貨幣・流通経済を掌握する新たな機構を創設しなければならなかつたし、貨幣・金融機構の中枢を握り、かつその知識と経験に豊かな巨大商人を登用して、その創設と管理とに与からせたのであつた。前記のように、財政金融の全面にわたる「諸御用」を三井に命じた理由は、まさにそこにある。一方三井にとっては、「御用」承わりを、現に掌握している領域を拡大していく劃期的な契機としてとらえたことを意味する。なおこれらの機構の一部は明治政府にひきつがれていく。

こうした関係のなかで明治維新を迎える。“御一新”とともに上述のような幕府との関係は一挙に廃止になつた。この大激変はやはり御用商人としてその地位を保つてきた越後屋三井にとって、たしかに当面の死活に関する大問題であった。ことに三都（京・江戸・大阪）両替店から諸方面へ貸し出していた御為替金銀も名目を失つて回収できず、訴訟したとて取りあげられる可能性も少なく、先ゆきどうなることが切迫する重大問題であつた。しかも、経営状態が三井の歴史をつうじて至難をきわめていた時期である。<sup>(45)</sup> 他方、新政権との結びつきはまだ確立されない不安と困難の状況にあつたことは当然であつた。

#### 四

さて、《申上書》にもどると、その第一段では、旧特權廃止による不安な状況を開闢するため、従来三郎助名前（京両替店の名前）で「御所御勘使所」の御用を勤めてきたのを縁に両替店から内願などした次第を記して、新政府との関係をとりつけようとする積極的な姿勢を語つてゐる。第二段ではまず新政府から諸役の任命にあづかつて安心の方途がついたことを慶び、両替店の骨折りで金納免除の特遇をえたこと、諸役任命に伴つて手代たちまで扶持を与えられ、“平常帶刀御免”を仰せつかつたこと等を挙げてゐる。

幕府時代には、御用向きは一切主人たちの名で承わり、主人だけが名字帯刀御免を仰せつけられていたのに、手代の山中伝次郎が現に商法司判事（略称判事）の役を押し、他の手代たちも扶持をうけ、平常帶刀御免になつたことは、身分制度のきびしい当時としては現代からは想像も及ばないほどショックングな出来事だったにちがいないし、伝統としきたり一上下の“格律”を固守してきた三井内部にとつて大問題であつただろう。そこに、伝統と改革との相剋が発端する。

第三段は、この問題に関する主人側の意向を掲げており、第四段はそれに対する手代たちの主張である。手代らは、“御一新”に際してはまさに伝統の“旧則・旧格”を破るべきことを言つて力説する。——“御一新”後は非常な変革で、朝廷でも、

昔から大猫のようく羨しきめられてきた夷人が参内し、天顔を挙げるほどにさえなり、高位の堂上も貴賤の別を廃し、『尽力の功』で昇進するようになった由。すべてが『御改政の時勢』であるのに、ひとり三井家だけ『家則・旧格』などとやかくいっているばかりではあるまい。そのために却つて御用をとりはずすことにもなろうし、そうなつたら商向にも関係してこよう。手代たちの帶刀ならびに身分のことは主人の名代であるのだから、寛大な心で許してほしい……と主人側の決断を促している。

第五段は、政府雇勤になつた者は三井を退職させる、という意見に対する反論で、退職させたばあいの数々の難点をあげており、さらに第六段では、退職させなくとも、別に条目書で細則を設けて厳しくとりしまればよいではないか、と積極的な建言を行つてゐる。

思つて、同苗のなかにはいすれ頑固な保守派がいて、手代が官の役職に就いたり、帶刀したり、身分制的旧格が崩れてゆく改革をよろこばなかつたのである。それに対して《申上書》は、もつと時勢に目を開かなければ、「一家」や「一店」の前途すら危ぶまれるのであると警告し、「御一新」を機会に改革への道を切開こうとする動きを示したわけである。

このように手代たちの政府機関への出仕にともない、三井家内部の身分・格式に大きな波紋が生じることになったのであるが、こうした波紋は何も明治初年になって突如としておこつたわけではなく、この種の事態の発生の基礎には、維新の変革以前に、す

でに三井家内部において、身分制を破ろうとする変動のきざしが生じていたことも注目しておきたい。文久二年（一八六一）には、平手代たちの手で長文の《江戸店改革建議案》が書かれるが、その中で彼らは重役たちへの不信を表明し、本店の別宅にしたい人は三人きりであると名前をあげ、その三人なら下々の者が「帰服」できるであろうと、人事の提言までなしている。<sup>(46)</sup> そうした動向が重役たちを突き上げることにもなつて、慶応四年（一八六八）の「申立書」となつて現われたとも考えられるのである。

《申上書》から一か月を経て、史料2の『申渡書』が発せられた。《申上書》（申立書）に応えて、大元方役在京同苗より平同苗ならびに全三井の通勤支配以上の手代にあてた通達である。

「今般御一新に付き、：万機政権は朝廷において執行され、万端旧例常御一洗、御麥革遊ばれるに付いては」という書き出しをもつて、《申上書》のいうところをくり返し、金穀出納所の御用に始まり太政官会計局付御為替方に任命された経過を述べ、嶋田・小野・三井の三家が主人を始め名代の者まで、他にも諸御用任命ごとに「苗字并平生带刀御免」を仰せ許されたことを挙げて、これはまことに当家の面目であり、全く先祖の余光であるとしている。

しかし、同文書が三井家は二百年来連綿と続いている商家であり、子孫たるもの身を謙つて町人商家たる身分を忘れず、家業一心をこらし、ひたすら家名相続を心掛けるべきことをとくに強調しているのは注目すべきである。平生帶刀の儀についても、そ

これは先祖の家則に背くことであるから、嶋田・小野に拘らず、当

## 五

家としては辞退しなくては家則がたたないといい、だが、辞退して朝命に背反すればかえって家名が保ち難く、商いにも支障をきたすことになるうし、何ごとも御一新を貫徹すべき御時勢であるから、評決のうえやむなくお請けして『公道』に隨うのだと説明し、帯刀は御用勤めの勤務中だけに限り、全同苗および手代に至るまで厳重にとり締まることをいい渡すのである。しかも部内に残る不満・不安の状況を顧慮してか、惣同苗が協力一致して大元方式目に従い、わけて御一新の折、旧幣旧習は一洗し、昔の家風に復古して先祖代々の靈意に叶うようとにくり返し、さらに、宗竺遺書の旨を守つて商業向と御用向とは両輪に心得るべきことを訴えている。

この七月の『申渡書』が発せられるまえに書かれた“帯刀御免”的件についての江戸重役から京重役への書状が二通ある。二通とも江戸両替店元方掛名代の斎藤勝助と同店加判名代の中村徳兵衛（ともに『申上書』署名者）宛のものであるが、一つは、論議の最中と思われる閏四月六日付で、五月の『申上書』より前のもの、他は七月六日付で、『申渡書』が出される直前のものと推定される。つぎに、いずれも苗字帯刀の問題に直接かかわる個所だけではなく、全文を掲げよう。

### 史料3 「内番状之扣」 慶応四年閏四月六日

(三井文庫所蔵資料 本一四〇四、『稿本三井家史料 北家第九代三井高朗』二九六七八ページ参照)

#### 内拾番

四番之御状相達致拝見候、其御地弥御別条無御座珍重奉存候、當方相變義無御座候

一爰元八九番之御答被仰聞致承知候

一当地之形勢其後 大御總督官様去月廿一日西丸江御入城被為在、東山道・北陸道御先鋒共丸之内江御引移ニ相成申候、何分諸方物騒ニ而野州辺々戦争相始り、上州辺武州忍亦者下総杯ニも有之、既舟橋ニも戦在之、是者江戸表より五里之場所故大炮之響相聞へ、官軍御加勢等日々御操出し相成騒々敷、何地も幕府御家來脱走之様子ニ御座候、東山

道御先鋒岩倉様ニも御進軍相成、海軍御惣督大原様ニ而ハ両国向松前侯屋敷迄御出張、永代・大橋・両國橋等嚴重御箇メ、往來御改出入之船々逸々御吟味有之市中不穩、是迄住吉町御用所并両組江御詰之歩兵御人數夜中金策之剛談有之、無余儀夫々及出金候と忽脱走相成、何隊々と名付候組々夥敷出来、時々金策ニ付剛談頗談等日々之様ニ而、表入口難開口々切、隣表桜井宅ニ而蜜々御用筋而已取扱居候得共、當今之處者會計方御用・幕府御用両端ニ而、御用之度每心痛大方、隊中之向々官軍之金配いたし候杯風聞在之内々取調ニ參り、右様之次第二候ハ、隊中江も致金調候様杯申掛、朝暮苦配精々相遁候工風尽手段、其日々々と相凌罷在候、就而者東山道御用會計局御為替三家ニ而両度ニ(二万五千)取組候高マ万サ仙兩、日限不渡り之由通達有之、何レも大心配急便を以渡り方延引不相成様御頼申入候義ニ付、御精々御操作御渡被下候義と奉存候、其後(二)大御總督府御為替マ万両御地之御模様ニ付下為替取組兼、嶋田方者皆無出金不行届、不得止爰元店・小野店(一万五千)イ万サ仙兩ツ、操替相納申候得共、右金操甚骨折、尤幸ひ住吉町店一時廻り金有之、(二)一万両返金相成候ニ付(五千)サ仙兩之厚配ニ而調達、一ト先致安堵候へ共、日々大金高出入如何ニも心痛いたし候、當時者銀箱之持運ひ一切無之、逸々致工風金子と相見得不申様駆引混胆御遠察可被下候

一今夕三家名代連状カ通達有之候通、其御地御同様於當地も名代兩人ツ、苗字帶刀御免結構被仰付、冥加至極難有奉存候得共、御地御振合も有之、未多端之庭世間江も相憚、先平常之所者大体一腰ニ而為相済、無拋折柄者御城外不目立場所カ刀相用ひ候積、三家共打合せ置申候、且当地近も三郎助様御名前ニ而、名代肩書之義も御同所様江引付ケ相成候ニ付、不敢御請相済候得共、元來江戸表之義者次郎右衛門様御名前店之事故、此度御判司役ニ而御出府御座候池部様江小野氏名代ニ而出府、奥田林藏殿を以当表御用取扱之義者現在之表名前次郎右衛門江被仰付、手代之義も右ニ準し候様御取計相成間敷哉之旨御内慮相伺候之処、右者一家同苗之義故如何様共相成候筋ニ候得共、一応被仰渡済之処即時ニ而者輕々敷、林造帰京之上三家熟談相遂、願立次第無子細次郎右衛門江被仰渡、手代肩書之義者勿論少しも

差文不申京地ニ而申渡相済候上者、当地会計局江其辺相届候迄委細差合可罷在旨、被仰聞候儀ニ御座候、就而者池部様御用筋御都合ニ付、立帰り之御積ニ而一昨四日当地御出立、小野方林造殿も御供ニ而発足被致候間無程安着可被致、右一条之義者万端同人三郎助様へも逸々相伺相心得居候間、京着之上者御願立之有無御熟考之上、御談向等可然御取計可被成候、右為可得御意如斯御座候、以上

閏四月六日

斎藤  
桜井 病氣

中野殿  
宛  
中村殿

史料4 「内番状刺」 慶応四年七月六日

（三井文庫所蔵資料 別八四一一甲、『稿本三井家史料 北家第九代三井高朗』二九八／九ページ参照）

内拾式番

五番之御状相達致拝見候、其御地弥以別条無御座候珍重奉存候、当方相変義無御座候

一爰元拾番・拾壹番之御答被仰聞致承知候

一次郎右衛門様御名前ニ而御勤方等之義ニ付御尋申入候廉御尤ニ思召候得共、当今之處京地ニ而 三郎助様御同様被仰渡、則 御用所江御日勤被遊候間、何分ニも今暫之所御名前等之義者無急度相勤候方可然旨、嶋田・小野両家の衆も也被申居候間、其心得ニ而相勤候様被成度、將又御帶刀ニ付而者、 元方様方々彼是被仰出候御次第も在之、不得御止元方已上一同御連印ニ而御申立書御差出候処、何分三郎助様御帰京迄元方役所ニ預り置可申様御沙汰ニ而、右御書

面相下り申候由、依之右御書取之写一綴此処の御差下、一覽差合置候様被成度、就右前段の御訛柄故急速二者御決極相成兼可申歟、猶追々御取締出来可申儀と思召候旨、則右御書付之写致熟談候処、逸々御尤之次第御銘談感伏矣以当形勢駆引心得ニも相成、内々三郎助様江も入御覧候処、夫々的當之諫言、別ニ論談無之と被仰出御感心被遊候、右御写者爰元ニ留置度奉存候、此義御承知可被下候

一去卯秋季勘定目録冗之義ニ付、御挨拶被仰聞恭奉存候

一三郎助様江 御状毫通 各様方

右此所の御差下被成候間、御手元江差上候様致承知則落手、直様御手元江差上候義ニ御座候

一先月廿五日横浜表の出帆之蒸氣船三而中井氏帰京ニ付、同舟ニ而沢木氏・稻垣氏上京、当節逗留用談中と被存候、右二付而者亦々各様大御迷惑心痛筋苦々敷奉存候、此程中於当地御印一条ニ付九死一生之場合有之、本店筋ニ而者住吉町店の当借之分皆済近も行届兼候始末、向店杯近頃甚不工面、是又時借之向返金相成兼候程之事故、一時操出し等一切出来不申、却而糸見世のセ仙兩、本店家督山口・林両家ニ而マ仙兩差出候義ニ而寔無余義場合ニ相成、御勤番様も御内談被為在不得止事精々操作サ仙兩本店江貸遣シ、同所の住吉町御用所江相廻し漸危場相凌候義ニ御座候、  
(五手)何分当今不容易形勢時之心痛筋出来、極々差詰り金談と相成候而も本店筋ニ而者サ舟両之差操も出来兼、無是非両替店の致出金、既此度上京之衆の書取を以願上候出金筋御済方、一段乍御迷惑程克御聞済相成候様、幾重ニも奉願上候一当春来未曾有之時勢別而引続、江戸表不穩旁去秋季目録仕上ヶも延引相成、漸先月下旬為差登候程之場合ニ付、月目録之義一ヶ月ツ、仕立為差登候而者手廻り兼候間、当季之義者例外ニ被成下、三ヶ月ほど宛一緒ニ仕組為差登可申義ニ付、此段御聞済宜被仰上可被下候、追々御鎮静ニ隨ひ例格之通一ヶ月ツ、仕立為差登可申儀ニ御座候、右御再答爲可得御意如此御座候、以上

七月六日

斎藤專藏印  
桜井与兵衛病氣

中野勝助殿  
中村徳兵衛殿

### 維新期における三井「家政」改革（三井）

説明するまでもなく、右書状は、大元方同苗の『申渡書』が正式に出される以前の部内裏面の消息の一端を語っている。「御帶刀に付而ハ元方様方より彼是被仰出候御次第も在之」とあるが、これは高福・高朗だけというより、むしろ他の同苗のなかに「彼是」こだわる人たちがあつて、容易にまとまつた意見が出せなかつたことを指したものと思われる。時勢を見通し、改革を希う重役連には「家法」の末にこだわっている同苗たちのゆうじゅう不斷がはがゆくて、前掲の「申立書」＝『申上書』による突きあげともなつたのであろうか。ともあれ、この二通は、帯刀などをめぐる在江戸同苗・重役たちの思わくなどを語つてゐる点で興味深い。

七月の書状に「内々三郎助様江も入御覽候処」とある通り、三郎助は江戸勤番中であり、七月一二日付で京重役二人あてに書簡を送つてゐる。これは当時の江戸一般の状況と江戸店の営業状態などを認めてあるもので、直接帯刀問題にはふれていないから後に掲げることにする。

(47)

10 各店別宅家督のこと

9 御用帯刀について

8 同苗の者商法会所へも為替方へも出勤すること

6 平同苗も営業面の知識を得ること

7 同苗の者将来のため必らず日勤すること

5 店々重役から平の者まで商内向のことについて意見を申立てよ

期を逸しないうちに、高喜の帰京を待たず、『申渡書』は出されたものようである。  
なお、『申渡書』が発せられた頃、それと関連して、次郎右衛門高朗から営業方針及び家政改革などについての一ニカ条にわたる左の長文の重要な意見書が大元方あてに出されている。この史料の各条項を摘記するところとおりである。

1 本店の営業方針について

2 店々手代の昇進について

3 連店手代の昇進について

4 本店筋・両替店筋の目録の提出について

三郎助高喜が京都へ戻るのは慶應四年正月七日であるから、時

11 各家台所役の昇格について

12 家原・長井両家、連家並に取立てること

こうした各条項についての意見書の全文をつぎに示そう。

史料5 「明治元辰七月北従<sup>\*</sup>次郎右衛門様御存意書」慶応四年辰七月  
(三井文庫所蔵資料 続二五八六一二)  
\* 北家=惣領家から  
(包紙表書き)

明治元辰七月北従  
次郎右衛門様御存意書  
上

乍恐愚存申上候

一当春以来 御一新之旨被 仰出候ニ付、過日西村勘六入來之節夫々重役共江申述候通之次第二御座候間、何とも書取  
を以申上候まても無御座候得共、愚存之廉々奉申上候間、夫是共御勘考之程奉願上候

- (1) 一本店商内之義遇日と御相談も被為在候通、仕入物計仕居候而者近も勘定相建不申、且者は是迄之通役場々ニ相建夫々  
多人数相掛り候て、江戸大坂とも格別之注文も無之事故、先此度建替ニ付仕入方、絹加賀方・西陣方・大坂方右三  
役場を一ツニ致、江大とも之注文引請候而、外役場役場々々ニハ相廃し候得者人備も少人数ニても宜敷と奉存候、  
且又少人数ニ而多用ニ相成候事故、惡名之了簡も難出哉ニも被存、其外之処ニ而者此程 御沙汰之通、江戸大坂之  
処ヲ當ニ不致、京都ニ而商内勘考ニ而目録出来候様、銘々工風勘考可然と奉存候
- (2) 一店々平手代より宿入迄者數年相掛り不申而ハ難相成、此程之 御沙汰之通是ヲ建替之大ニ致、廿六七才位ニて宿

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

入ニ相成候様仕度、左候得者人氣も宜敷建戻り可申と被存候、此義ハ急々願度事ニ御座候

(3) 一連店之内宣敷人も出来候得者、元メ役迄も引揚ケ万事相談為致候様仕候得者、精勤之ものも出来候事と奉存候

(4) 一是迄本店筋・両替店筋と店内ニ而相分居候義ハ是迄之通ニて宜敷候得とも、以来両店始連店ニ至迄目録ハ其店々右

直ニ元方江差出し候而目録尻相応之事ニ候得者、元方右急度沙汰致遣し候得者、銘々預り之店太切ニ致目録之処も

猶さら厚配可仕と奉存候

(5) 一店々別宅支配其外役人とも始平之もの迄も、銘々商内之勘考いたし存付候得者、無腹臓申建候様前々右申渡しも在

之候而も其儀無御座候事故、其辺篤と申談聊たりとも存付候得者支配人江向テ差出し善惡共一應之評議致遣し、宜  
敷勘考ニ而相用ひ候得者、其もの役柄引上ヶ遣し候得者、急度銘々存付無腹臓可申出候事と被存候

(6) 一平同苗之処元方之義不相心得常同様之心得ニテハ不宜候間、日勤之店役場向相心得候上ハ別宅と列座ヲ致夫々掛け  
引承り居候得者、内々之事少ハ相分り可申哉、是迄之通ニ候得者、乍同苗内々心配事も不心得銘々勝手之義も在之

候間此度其辺も相改少シハ心配筋を為聞置候得者、銘々慎方ニ相成候事と奉存候

(7) 一同苗之処にて先達而も御談も御座候得とも、店日勤之処も至かたく候様子ニ御座候間、此後ニ至為替方名前請候得

者商内向心掛け不申而ハ不都合之事故、以來日勤之店々夫々相心得申居候ものを下席ニても為替方名前相譲り候様  
仕度、左候得者銘々太切ニ商内向心掛け可申と奉存候

(8) 一商法会所も追々相定候上者、前々之通元之助名前も出勤可然と奉存候、且又平同苗為替方為見習壱人ツ、差出し申  
候得者、名前ニ相成候而都合も宜敷と奉存候

(9) 一就御用帶刀之義、店々其外私用ニハ相用ひ不申様可致旨御尤之御儀ニ奉存候処、是迄為替方ハ宅々江も年頭之節上  
下着用其時之都合ニ寄勝手可致候様御治定ニ御座候、然ル処此頃商法会所日勤之事ニ而店々見廻りも不行届ニ相

成、一旦引取平服と着替罷在候節お迎中御役人方ニ面会之節ハ何歎御用向ニ心薄き様御見請被下候而も歎ケ敷寒ニ  
困入候、右為替方年頭之節同様之事ニ而其時宜ニ寄店々宅へも罷越候而も不苦様御取究ニ相成候ハ、至極ニ便利ニ  
可相成と奉存候、併店々寄会同苗列座之節ハ平服ニ而相勸可申候、左候ハ、会所引取掛ニ店々見廻りニも立寄可申  
と存候

但名代之ものも同様宅々店々帶刀にて相越候而も不苦候様仕度、左ニ無御座而者色々用向ニ差支可申候と被存  
候

(1) 一店々別宅跡追々逼塞等仕、其儀残念之事ニ御座候間當節建替之事故元方掛以上者銘々店表差支舞之商内為致候得  
者、永続ニ相成候得者其ものハ不及申主人之処も宜敷、其上逼塞等いたしかけ候得者、何れとも其店へ相分候事  
故、重ク相成不申内且ハ家督中より厚世話致遣し候様仕度候

(2) 一宅々台所役之もの、是迄店々順席ニ不抱外々ニ無之致方実ニ二宅々台所役ハ昼夜心痛而已之事故、此度建替之処を以(拘)

通勤支配位迄も引揚候得者、急度為方宜敷候哉とも被存候、且ハ前々川勝忠右衛門、後見格迄も引揚候事も在之候  
趣承り候間、以来店々別宅も台所役も同様心配不致而者不相成候事故其辺御相談之上願申度事ニ御座候、且又是迄  
台所役ハ銘々宅ニおいて申渡候得とも以来元方寄会之上申渡候様仕度候事

(3) 一家原長井両家之処、是迄大不都合筋在之當時家督之廉ニ相成居、然ル処長井之方ハ跡式も無御座候事故、右両家共  
此度御一新且ハ建替之廉を以不都合被免、如元連家並ニ御取立候様仕度候、此義ハ追々御相談之上奉願上候  
右恐入候得とも愚存之廉々奉申上候間、一応御一覽之程奉願上候以上

辰七月

## 六

前掲史料1・2の文書で、維新期における三井の困難な状況を述べているが、三井が将来の計に立って新政府の御用勤めにふみ

きった経営面の背景として、その前後の三井内部の経営状況を頭にわすものとして注目すべき文書がある。前出高朗の意見書と同じ頃、三郎助高喜が慶応四年の江戸勤番中に京重役あてに認めた書簡である。それを左に掲げて参考に供したい。

## 史料5 「三郎助高喜書簡」 慶応四年七月十二日

（三井文庫所蔵資料 別六三九一—、自筆）

一筆令啓達候、秋暑強有之候処弥御無事珍重存候、當方別条無之候、此段安意可給候、然者当地之様子追々店々承知被申候通り終ニ存外御時節ニ相成、只々恐縮之外無之候、併市中之模様者上野戦争後却而穩ニ相成、御上よりも下々賑合候様追々御世話有之、先頃も両国両國ニ而花火之催有之、祇園御神事神輿御渡りニ相成、夫是相應賑合申候、乍併右等其節一時之賑合ニ而、何分御大名・御旗本御在府無之事故、惣躰淋敷相成、諸商人一盤不景氣、店々逆も春來商事大不景氣、月々大銀之壳落其上壬月は有之、実ニ勞して功無キ事其店々入払も難整義、近頃本店筋連々不都合之所当今之場合聊之操作も六ツヶ敷由、先頃も其地本店爲替取組參り候へとも渡金ニ差支、御用所ニ而立用致候由之所御用所急場納方有之、返金催促致候ニ付、無拋嶋方会所より預り之内操替御用所へ返金、然ル所其預り金も御用所江相廻り候金子ニ而、又候差支候之様子内々承り候、何共心痛此事ニ存候、扱右様之折柄ニ付喜三郎・新四郎・茂兵衛罷出本店・向店とも猶又大改革仕法建之積り申出候、右之儀先達而書取ヲ以本店爲登候筈、定而評儀も有之候事と存候、何分手ヲ詰候へ者壳高も減少、工夫勘定元相整候とも不面白事哉と被存候、既ニ向店改革ニ付勘定元見積り壳徳イ割(一割)・エシズ・、諸入用サシザメ・、差引シザメ・、出目ニテ、其店入払も難整義申出候ニ付、此見積りニ而者工夫之処難相済旨及示談候處甚恐入居、何分当節世上之模様柄ニ而者逆も見込も付不申候事故、先右辺ニ見積り申

候得とも右様ニ而者相済不申儀ニ付、何様ニも精々厚配尽丹誠ヲ工夫勘定宜出来候様可仕と申居、猶又及相談候哉書改工夫出目書不入伺為登候

一向店之處此度改革現金商内相休、仕入一向木綿類・真綿・操綿而已商ひ致候よふ申出候、右は兼而土方在府中被咄居候儀ニ有之候、定而喜三郎江も相咄被申候事哉と察居候、右向店仕入一巻之事故本店会所も向店江引越、上州物逆も向店ニ而仕入、京都迄三人と五人向店江相詰、都而京都本店持之勘定ニ致候ハ、如何と茂兵衛江申談候得とも、夫ニ而者当地本店都合不宜旨申居候ニ付、近年は上州物流行故札上等多分出来、利損尻出目ニも可相成筈と、毎々承り居候旨相咄候得とも難行届趣申居候、何分此度之大改革至極大切之事故篤と熟考之上決談祈居候事

一本店向店とも此度大改革ニ付、当七月臨時役替等相談有之候ニ付種々談合候処、何分中途之事故惡敷者も先春迄其儘、又昇役申付度者も先春迄と、兎角遠慮之氣味ニ而十分之人備無之ニ付、我等愚存ニは實ニ此度之大改革至極大切之義故、醫へ年數無之者ニ而も昇役為致、惡敷者者不殘暇遣し候而切替り改革不致而者毎迄も惡癖残り、是迄之様ニ兎角改革は名計ニ相成可申哉と存候間、店々人備十分ニ相考、無腹臓相伺候様と及示談候義ニ有之候、依之支配組頭之所大勢昇役・暇等有之候、本組印三人とも身構ひ致内証者も有之由、向支組印とも内証者有之中ニは小兒も有之候よし故甚差支候、定而相談も可有之候間心得迄ニ申入候、右両店改革之儀者熟考之上各内存無腹臓御申談有之候様頼入候事

一御用所相替儀無之候、卯年春秋勘定下調出来候趣ニ付下書一覽申候、先以目録尻も出来一同骨折之事ニ有之候、何分新規店之事故諸掛り多く有之候、其上 御上當節之御模様ニ付諸掛引難行届趣ニ候、扱目録之折方相談も有之、両替店之目録見競候得とも請払之違ひ等も有之候事故、其地之差図ヲ請候様申入置候、然ル處幸次郎(稚堪)七上京ニ付持登り申候、定而熟覽跡々訳り克様示談之事と存候

一此度横浜店勘定漸々出来候よし、一覽申候処何分大造之塞物ニ而返ス／＼何とも苦々敷事ニ候、一軒勘定之仕方大バ  
而已書上ケ候事故、貸金之外委敷儀者相分り不申、貸金之内昨年取入候哉ニも承り候得とも、聊之事ニ而有之故歎別  
段書上無之候、御番所入用は存外之入用高、貸金取入無之而者実ニ勞して功なき次第苦々敷事ニ候、扱横浜勘定出來  
候得(マメ)とも、此末諸事御用所江引渡之儀何事も咄無之、御用所よりも請取候様子も不申參候、其上張紙ニは候得共横  
浜卯年一ヶ年之目録尻塞物惣差引ニ出入有之候ニ付、是迄横浜店勘定は出来不申故、本店より御用所江請渡者不相済候  
得とも、店は寅年冬より元方持ニ相成候事故、卯年目録尻は元方掛合之上ならては本店勝手ニ取計難成事と存候旨申  
聞候処、夫故張紙ニ致申候事と新四郎・茂兵衛申居候、扱右本店・横浜店塞物一条毎事稻垣・三野村大心配、五月廿  
四日右両人罷出急場心配之由申候ニ付、又々重役呼寄及相談候事、其後一時相凌候得とも詰り、元済之工風無之而者  
此末心配之義ニ付、本店ニ而重役共寄会、種々相談之上仕法建出来持參ニ付一覽申候処、誠ニ大造之塞物何分算當出  
來候ても肝心之種なし故、当地ニ而如何とも致方無之、其地江申入候とも実ニ工風被致方も無之義ニ候得共、兼而土  
方承知之通り右相談当地ニ而者外々ニ差支之場も有之、且者横浜惣勘定も漸々出来候事故、兎も角も夫々書取持登り、  
其地ニ而有無とも咄合之方跡々極り克候事と相談之上、去ル月廿六日出帆蒸氣船便りニ乗込、沢木・稻垣上京、中井  
帰京いたし候、貴着当地之様子此度一条とも委細承知可被申候、定而此節相談中と察入候、呉々も其地ニ而も致方無  
之事と察居候得とも、当地ニ而者猶更咄合ニも不相成事故無は悲申登り候、詰リ年賦ニ而も相延候外工風も無之哉と  
も存居候、扱御用所より年賦歎願之義者願済之辺承り不申候得とも、表向者不残上納済之事ニ相成候趣ニ有之候、左  
候得者年賦納歎願行届候事と被存候

一御用所ニ而も何分時々大心配致候事故、操替金高之儀是迄之処者少し余分ニ相咄候氣味も有之哉ニ付、兎角本店筋ニ  
而者当節柄本店筋之成行ニ付、御用所ニ而どふか程克操廻し出来そふなもの杯と疑心も可有之哉ニ被存候、夫故内存

打合不申、又本店筋内ニ而も右大塞物者全江戸本店之不念、其段者実ニ恐入候次第何共申訳も無之候、乍併ケ様之義出来候も御時節ニ而今更如何とも致様無之候と、大ニあきらめ口上申者も有之候

一右大塞物は扱置、当用ニ付本・向とも御用所ニ而時々借用金有之、右返済方急場之間ニ合不申辺より御用所ニ而も心配ニ付、わすれ時ニは俄ニ大心配之趣申出、其節々本・向とも借用金有之候ニ付、無拠先當用之借入早々差戻し候様詰り之咄合ニ相成申候、夫故本・向とも當用借入金位ひは如何様とも御用所ニて操廻し出来そふなもの、然ルニ彼是大造申出ス拵と之内心も可有之哉と存候、乍併何分急場差支ニ付、一同咄合不申ては當用之返金逆も難行届義ニ付、旁以之事と愚察申候、右故操替金高余分ニも申義可有之も難計候

一本店ニ而者御用所・横浜店とも京本店持ニも願度内存有之候右前書操廻し方之義も有之、且者此末塞物年賦ニ相成候とも季々セ仙サ舟も納方ニ相成事故、當節本店筋之振合ニては逆も行届不申故、御用所・横浜店目録尻ヲ以消算致度内存と察申候、茂兵衛よりも内々右辺承り候ニ付、何分只今之處ニ而又京本店持杯と申候而者第一人氣合如何と存候、元來本店筋ニて御金御用は業繫違ひ之事ニ而、其辺不都合出来候義故京本店ニ而も持替之儀者不宜事と存候、併季々納方不行届之義は京都ニて致熟談、目録尻元方納相成候上操廻し相成候ハ、宜哉と申置候、何分只今之所ニ而持替之義、且者目録尻ヲ以年賦納方可致杯と咄合有之候ては、御用所・横浜店とも氣配不宜事哉と存候

一横浜店此度帳合出来候上は、当地御用所一致建之事故、万事申合一致ニ相勵候様前以申談合居候得とも、兎角内心打合不申場有之、御用所ニ而者御用所之都合克キ様申ス場合も有之、横浜店者横浜店之都合克キ様申ス場合も有之様被存候、表向は相互ニ励合と申居候得とも、内心夫計ニても無之哉ニ存候、横浜店帳合向十分ニ御用所江為見不申由、其辺之不足者承り候間、當節御一新之御場合、横浜も御支配替り追々結講被仰付、当地御用所も御支配替り之場も有之候事故、土方御苦勞ニは候へ共、此所ニ而立帰りニ出府、夫是取極メ之相談被致候ハ、跡々都合之事と存候、立帰

り之事故中塚ニ而も同道ニ而、中塚は引続勤番致候ハ、可然事と存候、土方立帰り出府之義は稻垣へも申談置候、定而談合可申事と存候

一向店之処昨年操綿多分ニ買入候様子之処、段々尻下りニ相成、其後は工面合も不宜風聞、右は全當時之見世普請無理成ル義致候処古之事歟と被存候ニ付、毎々茂兵衛へも咄合置、新四郎・藤五郎へも申置候

一芝口店近年之不勘定ニ付弥閉店之義誠ニ残念之事ニは候得とも、何分連々不取締之上恒五郎・恒七初メ行届不申故之事苦々敷事ニ候、藤五郎出府後早々取片付可申之処、恒五郎・恒七より段々之歎願、本店筋ニ而も十分残念之了簡有之所より歎願ニ元付、暫時猶予申出候ニ付其地ニ而段々之御評儀相済、北より御書付等藤五郎持下り候事、且者中々此末見込付不申哉と申談候得共、先一応猶予之辺願為登度趣ニ付及通達候事、然ル處上野大麥相発候ニ付、又御時節も替り候儀、不其上塞物不残申出し候趣ニ候得とも、外方より承り候義も有之候ニ付其辺申談候所金残りマシメ、計有之候由、其上見込之壳高も出来不申、旁最初伺之返事不参中ニ候得とも、矢張閉店之義通達ニ相成候事、何分塞物も存外大造之事ニ有之候、誠ニ苦々敷事ニ候、併塞物等は我等限り内々ニ致置呉候様申出候ニ付、口外不致積り申答置候ニ付心得置可給候、我等へも塞物者為見不申心得と存候得とも、外方大造之塞物之由承り候ニ付心得度旨申出し候ニ付、無拠為見申候様子、来ル十七日頃芝口店閉店、廿日頃古板囲ひいたし候様子ニ有之候

一芝口店恒五郎・恒七義、同店閉店之上者恒五郎義筆頭之事故暫遠慮申付置、追而本店勤願度よし、恒七義者向店勤中村安兵衛相続人ニ願度よし承り候ニ付、此儀は京都ニて相伺可被申様申置候、其節我等愚存ニは恒五郎義何分役立候人ニも不被存、預り之店不都合ニ付閉店之上本店勤と相成候も不都合之事ニは無之哉、預り之店閉店がかへつて身の出精ニ相成申候、恒七義も同様、誠ニ向店も仕入方一向ニ相成候ハ、喜三郎・長右衛門・彦七ニテ宿持者十分之事、誠ニ安兵衛義本店筆頭中自火有之、不其上大塞物一条等夫是先ツは安兵衛之無念ニも有之、戊年忠兵衛出府之上横浜

取締之一条種々談合置候処、誠ニ其場限り之心得故終ニ大造之塞物出来、其外本店ニ而も外国方日々金銀出入支配人江為取扱居候ニ付、支配人江金銀為取扱候儀甚不宜事哉と申談候得とも、大丈夫杯と申答居、昨年出府後様子承り候得者、矢張不都合出来、其後為取扱不申よし、平七一条杯も右辺より之事哉と愚察申候、右等之不都合有之且向店別宅揃ひ居候事故、向店勤申付候とも支配通勤位ひ之事ニ申付候ハ、如何と存候ニ付、此儀八郎右衛門様・次郎右衛門様江も及通達候儀ニ有之候、心得迄ニ申入置候

一藤五郎出府ニ付我等帰京之義伝言被申聞承知悉存候、其後次郎右衛門様右兩度書状到来、当地勤番此末之有無内々存寄申入候様、猶又此節我等帰京之儀可然哉と被申聞候ニ付、当地重役江も度々談合候処、何分当節柄旁今暫在府致吳様申居候ニ付、其旨返書ニ及び申候、此節市中者穩ニ候得とも奥羽・越後辺者御平定相成不申事故、矢張追々御人數御操出し相成候、彼地江通路者甚六ツヶ敷故頓と様子承り不申、折節飛脚之者之咄之由毎々戦争有之候様子、何卒早々御鎮静祈居候、右等之事故免角人氣落付不申候、何分右之折柄故乍未熟今暫在府可致候、猶見込相付候ハ、通達可及心得ニ候、弁咸義者冷氣ニ相成候ハ、相談之上上京為致申度存候、此義其地江相伺可取計之所、当節柄故時宜ニ寄取計可申候、心得置可給候、此義は次郎右衛門様へも申入置候、八郎右衛門様へも被申上候様頼置申候

一前書之次第柄申入候義、當節心配多之折柄克事為聞不申義故申入兼候得とも、役柄之義ニ付心得迄ニ此段申入候、八郎右衛門様・次郎右衛門様江も申上候廉も有之候得とも、今便之通り者不申上候間心得置可給候、昨冬 次郎右衛門様江当地店々之義、土方内存、刀根内存、吉仲・中井内存、杉山内存等夫々書取入御覽ニ、我等愚存も申上、八郎右衛門様江御同人右御咄被下候様、御病中ニ付差控候旨通達いたし候得とも、其後冬ら早春之大變故哉、又者愚存申述過候故哉、終ニ何等返書も承り<sup>〔参り〕</sup>不申候事故此度之義者差控、委敷不申上候義ニ有之候間、此書状は各限り内々心得迄ニ申入候義ニ有之候

一先頃より兎角兩天勝、時候も甚冷氣ニ有之候所、一昨日より快晴相成秋暑強克キ時候ニ相成申候、其地ハ如何ニ候哉、隨時加養可被成候、先者右申入度以愚書如斯ニ候以上

七月十二日

中野勝助殿（京兩替店元々）

土方治兵衛殿（大元方元ア格）

三郎助

猶々申入候、誠ニ春來力機御一新之御事故手前方ニ而も種々厚配之義と遠察申候、何分宜頼入候、留主宅御世話之事ニ存候、万事宜心添頼入候、當地店々迫も當節者万事臨機応變之所置不致而者不相成事故、一同一入太儀之事ニ有之候

## 七

“御一新”の世になつたとはいえ、慶應四年—明治元年の時点ではまだ藩制すなむち土地人民にたいする領主的支配が實在して、中央政府の財政基盤が直接に人民諸層におかれるには至つていなかつた。國家財政の新しい基礎が一應形成されるのは、版籍奉還（明治二年、一八六九）・廢藩置県（四年七月）を経て、明治六年（一八七三）七月の地租改正で一般地主を対象とする税制（地租）が施行されてからである。したがつて、維新体制草創期の財政は、徳川幕府からうけ継いだ年貢と、“開明”諸藩から

しつけるに至る政府側の理由であつたことはいうまでもない。しかし、その意図は、危急存亡に際してこれら巨大資本の財政的支持に期待をかけたというに止まらず、これを財政基盤の重要なモントとして恒常的に組みいれ、さらに金融機関として効用させることにあつた。それは、さきにのべた幕末における広汎な幕府御用のばあいと同様であり、その継続、発展でもあつた。その方向性は明治初年にはいつていつそうはつきり現われてくる。そしてそのことは、経済活動において巨大な商業高利貸資本がすでに占めていた比重の大きさを示すものであり、またそれだけの実態を前提とするものであつたことはもちろんである。

史料1・2で問題化した“御用”申し付けで特徴的なのは、その申し付けの相手が同苗代表ばかりでなく手代まで含められたこと<sup>(43)</sup>とと、申付けの当人に扶持のほか“平生帶刀御免”を特権として

与えていっていることである。扶持・帶刀は武士に準じる「身分」の承認に他ならない。この特権は、幕末の御用と同じく権力がこれら商人層に依存して、窮屈した財政の支柱とし、併せて全国の流通関係を把握しようとするための代償であると見られよう。そして、それはまた、商人を朝廷の「家臣的身分」にとり立てることであって、新政府の指導層に存続する幕藩体制的な意識・発想を示すものである。

とにかく、三井はこうした形で政府の財政業務に参与することによって、中央官僚機構のなかに組みこまれ、明治政府の形成に一定の役割を果すとともに、商業上では種々の特権便益を得ながら、政府との関係を深めていくのである。

維新政府の成立は、権力と巨大な商業高利貸資本との関係について重大な割期をなし、その関係によって中央権力に新たな性格を付与することになるが、このような根本の問題はもとより本稿の論外である。ここでは、「御用」申付けに発端した三井部内の論議が、なぜ、どんな形で、「家政」の改革につらなつていったかを要略するにとどめる。

最初の論議をよんだ問題は、前にも述べたように幕府時代には御用に対して主人＝同苗の代表者だけが「名字帶刀」を許されてきたのに、新政府成立とともに手代たちにまで扶持（給与）・帶刀御免で出仕させるようになったことである。つまり、手代の一部が三井に奉公するだけでなく、新政府に直接出仕する「身分」になることだからである（このことは封建制の崩壊という大きい

歴史的推移に関連する）。

これは三井家家法にとって由々しい問題であった。約二〇〇〇年にわたって家政と商業とを貫いてきたそのヒエラルキー秩序の根本に触れるいかなる改変も、また政府との新らしい関係も、現在からは想像しがたいほど重大で、かつ困難な諸問題を含むものであつたことはいうまでもない。手代たちの側からいえば、その「御用」出仕は三井内部の主従関係からの部分的解放を意味したし、出世の一つの機会でもあった。しかし、ここにも「御用」出仕を命じられた手代たちが三井から離脱することには、三井におけるこれまでの地位・経歴や、将来の安否等についていろいろ問題がともなっていた。現に、政府雇労の者を三井から退役させたという案は強い抵抗に面している。そのうえ、官厅出仕は、当主と手代に拘らず、「家臣的身分」としての出仕であり、多くの制約を受けざるを得ないという事態がある。

「御用」申付けに際しての未曾有の大論議は、こうして、三井家将来の大計を定める基本問題に関連しておこった、手代の身分上の具体的処理をめぐつてであった。

維新革命の成功と新政権の将来および内外情勢の動向等について一定の確信と展望を抱いていた三井は、新政権を支持することが經營の発展のために必須の道であるという結論にすでに達していた。したがって、御用出仕のこともまっ先に申し請けたし、その結果、多かれ少なかれ政府機構に組みこまれることは、時代の大勢としてやむをえないという考え方であつたろう。しかし、三

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

井全体が組みこまれてはならない。元祖以来生糸の商人として、町人自身として一貫してきた伝統と基本とを崩してはならない、と『申渡書』はくり返して強調する。つまり、その本来の立場を保持したまま、新体制の要求に応じて、家業の発展を計ろうとうのである。そしてそのためには、その限りで、内部の「家政」を改革することがさし迫った課題だったのである。

そこで、内部の問題としては、まず、直接政府と関係をもつ人間と、経済体としての三井家そのものとの関係を規定していくことになる。結局、御用勤めになった名代は退役にするというはじめの案は、これをはずして、その名代は三井に所属しながら御用の担当者であると定め、新体制と結合する部分の位地を明確にした。いいかえれば、公私別の別を内部的に規定したことになる。この規定は新しい「家則」として、三井が政府機構のなかに部分的に組みこまれながら、しかも独自の經營を続けていくうえで、またその後の発展の条件をもたらすうえで、重要な意味をもつことになる。

いうまでもなく、その改革には時代的制約があった。それは家政と経営とが未分離の形でこの改革が行われたことであり、前期資本と父家長制下の改革だったからである。この改革が大元方の指令として通達されたのは一つの象徴であった。

だが、同時にそれは幕藩制下では生れえない創始的な改革であった。それは単に、「家政改革」というに止まらず、三井が国家財政の一つの支柱としてその機構に立ち入り、官僚との関係をま

すます密接にし、同時に権力と経営との矛盾を巧みに調整しながら、その後新たな「同族資本」として発展していく最初の出発点となつたからである。

明治革命期に、新しい権力が支配体制を組織するにあたって、財政上の基盤および機構に大商人層を組みいれるをえなかつたことの前提是、基本的には中央集権＝民族国家形成的物質的土台をなす巨大な商業高利貸資本＝流通経済の発展であり、その経済面を掌握することの重要性であった。したがつて、その組みいれ方と大商人層のかかわり方、またこのようにして明治政府の形成に演じた大商人層の役割等を全局的にとらえることは、明治維新と新権力の性格規定にとって不可欠のことがらであろう。そしてそのためには、三井家記録文書に関していえば、少くとも(一)討幕軍費、(二)会計基立金、(三)太政官札発行、(四)明治初年における三井の政府関係業務等の諸項についての検討が必要と考えられる。

明治政府がその財政基盤を築き出す上に就中重要であったのは会計基立金と太政官札発行の件であろうが、これらの諸件で三井が演じた役割は大きい。とくに太政官札発行におけるその役割は三井と政権との結びつきをひとときわ深める一つの、とくに重要な契機となつたものである。前掲の諸項は、維新期ないし明治初年における三井家政改革の歴史的な背景（情勢）の反映でもあるが、一々これらの史料を扱うことは本稿の直接の範囲を越えるものであるし、すでに一應は紹介もされ、論じられておる<sup>(50)</sup>ところ

なので、それぞれ他の機会にゆづりたい。

(一九七一・六・一一)

(1) 拙稿「幕末の三井『家政』改革についての覚書」(『三井文庫論叢』第二号 一九六八年) 参照。

(2) 住友家のばあい——大塩の乱の直後、天保八(丁酉)年三月に、第九代住友友聞の時、甚兵衛の名で(元の名吉次郎、

第三代友信が初めて吉左衛門を称し、隠居して甚兵衛と改めた例がある。その後当主は第六代まで吉左衛門、その後吉次郎、第一二代友親から再び吉左衛門を称した。現代の住友吉左衛門氏は第一六代にあたる)概略つきの趣旨の僕約法を申渡した。

去酉年(文政八年六月)、別子銅山の坑内に不時の涌水があり、今もって定水に減らない。その後未年(天保六年)、余計(別子銅山東方銅山川治いの余慶)の炭蔵焼失、当春大阪表大火(大塩の乱)、豊後町店並抱屋敷の焼失、江戸表米店では御用金が過分にかかった。その他不時の損失がうち続き、銅山の儀は諸式高値になり、坑内の鉱脈の先も細り、炭木まで遠方の山から仕入れることになって苦しく、下銀(本店から別子銅山の費用として送る銀)は追々増加し、ことに近年は諸国とも凶作で米穀高値のため買請けの米の代銀は倍、そのほか塩味噌まで高値で、御山納銀(下銀をも含めた別子銅山にかかる仕入銀)は相嵩み、年を追って大阪勝手向もその

総合で心痛している。これによつて公儀へ種々願い上げただから老若に限らず心付いた点は腹藏なく申出て永続の工風が肝要である。もつとも藤右衛門から、われらの意向を仕法立てして申し渡すから、一統堅く守り、第一各自分諸事僕約し、行末立身するよう以致したい。右の趣であるから、この上は長久永続・銘々精勤次第のことであるから一層勤めてほしい。

同じ月、末家(享保年間では別家と称し、文化・天保には末家といい、安政にはまた別家といったという。新らしくはつきり「末家」の制度を定めたのは明治八年三月規則の改定が行われた時である。)中の取締法七ヶ条の「定」を制し、文化二年・文政一年にも申渡し置いたが年数がたったからまた改めて申し渡す、ことわっている。その七ヶ条は、末家中の本人並びに妻の年始盆礼の衣服・簪・本家法事等の折の香奠・嫁娶養子相続の節本家へ差出す物・近火非常の節・末家中近火の節等々にわたるこまかい規定で、「末家中衣服飲食造作諸付合万事に付僕約相守、長久之基可被致事」を強調している。

嘉永二年、第一〇代住友吉次郎友視の代には、支配人から「家内暮方総テ質素僕約」たるべき旨を柱とする六か条の申

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

渡しがあり、ついで、安政二年六月、友視直書で「昨年五月ヨリ銅座掛屋旧来ノ通相勤メ右ハ差当リ莫大融通ノ差モ之アリ種々手ヲ入レ再勤セリ、本家ニ役庭ヲ設ケ厳重ニ勤方ヲ免ス、依テ今回改テ改革法ヲ申渡」と冒頭した一七か条の家事改革法が発せられたが、これも「此度改革ニ付てハ都て省略第一の事に候」ということが中心である。さらに安政六年（一八五九）六月、第一代吉次郎友訓から老分に宛てた「口演書」にも「近來異国船度々渡來候ニ付諸家様方御固等にて御物入多く依之御差引も追々御仕法被仰出御返銀無之、且又銅座御掛屋御預り銀も長崎表夥敷御入用に付、御下銀の方へ御引上相成候故是亦追々減少致、予州銅山ハ今以浦水不相止候間、多分の下銀申參當時出方而已にて入方ハ一切無之借入筋も世上一段の不融通にて調兼家業取続如何可致乎と日夜心痛候」「就てハ内間儉約何事も質素に不致してハ公聽の恐も有之候間、諸雜費相減無益の買物等不致臨時出方減少候様一統申合深く勘考可被致」と、時局・事業の困難さを訴え、やはり僕約第一を申し渡している。

（住友修史室史料に拠る）

（3）大元方役同苗——この時の大元方役同苗は八郎右衛門高福（惣領家第八代、六一歳）・次郎右衛門高朗（高福の長男、同九代を継いだ人、三三歳）・三郎助高喜（高利の十男高春）を初代とする出水家第七代、四六歳）の三名。幕末・維新的重大な時期に、大元方役同苗として“家政”的中枢にあって

事に当ったのがこれら三名であった。

（4）大元方役在京同苗——八郎右衛門と次郎右衛門。三郎助は当時江戸勤番中であった。

（5）三郎助——京両替店の店名前。この時の三郎助は出水家第七代高喜。

（6）御所御勘使所——勘使所は旧幕時代御所の中の会計および物品買上げ等のことを行つた役所である。安政造営以降、禁裏の殿舎は奥・表・口向に三大別され、それに従つて諸役・職掌が分かれ、年中行事が行われた。口向は禁裏付の武士がとり扱う場所であり、勘使所はこの口向役所の所属であった。他に、日常の供御を調進する御清所・御日供および儀式の御膳を調進する御厨子所等があり、寛永二〇年（一六四三）以来、幕府は口向を禁裏経済の中枢とした。

宝永三年（一七〇六）から明治維新までの御領草高は、本御料・新御料・田村新御料の合計三万一千五百石六斗升八合四勺、定額進献銀の支出は安永七年（一七七八）以降についていえば、御賄方・勘使方・修理職の口向入用合計七四五貫目であった。（文久三年（一八五三）には一五四六貫目を計上し、概略二〇一三〇貫目の支出超過であつた。）（奥野高広著『皇室御経済史の研究』後、昭和一九・六一八、参照）

慶應四年二月、勘使所は修理職・賄方等他の口向諸署と共に、太政官会計事務局に所属することになった。

三井は以前から禁裏造営・即位等臨時のばあいに両替御用を勤めたことはあったが、幕末・皇室経済の困難な状態のなかで、慶應三年八月幕府から禁裏出納御用取扱いを命じられており（『稿本三井家史料 小石川家第七代三井高喜』七四四ページ）、同年、勘使所から呉服物見競御用を命じられた。

「御見競御用」とは買入の呉服類の選定である。最初は実際に呉服物を御用に入れたし、それがおもな名目であつたらうが、実際には、この文書にみられるような、文字どおりの両替御用よりもむしろ立替が相当部分を占めていたものと考えられる。

(7)

金穀出納所——幕末政争の過程から、武力倒幕に踏切った

時点で、新政権側の財政資金はほとんど無にひとしかったといわれている。岩倉具視らは、この事態をのりきるため、一

時便宜の方法によって御用金穀を調達するほかなしと判断し、慶應三年一二月二三日に金穀出納所を設けた。御用金穀取扱方として、参与の林左門、三岡八郎（由利公正）らを起用し、三井三郎助らに為替方御用を命じた。金穀出納所は同年一二月二七日に賢門前にある学習院内におかれ、とりあえず洛中洛外の富豪層からの金穀上納をうけつけた。翌年一月末日に二条城内に移った金穀出納所は、会計事務裁判所あるいは会計事務局と名称をかえ、会計基立金三〇〇万両の徵募と大政官札の発行という大事業に着手していった。（沢田一章「明治財政の基礎的研究」第一章参照）。

(8)・(29)・(47) 高喜のこの時期にかかる江戸勤番の期間はつきの通りである。慶應三年（一八六七）五月二六日、長男弁

藏を随えて京を出発、松坂を経て、六月一〇日着府。明治元年一二月、車駕還幸、供奉を命ぜられ、同二〇日東京出發、翌年正月七日京都着。

(9)

林左門——慶應三年一二月、新政府樹立とともに各藩から

俊秀の士を徵士として出京を命じた。かれらは、のち新政の官吏となつた者たちである。林左門は尾州藩の徵士で、金穀出納所が設けられた時、福井藩徵士三岡八郎とともに会計取締役に任せられ、新政権の財政部門を担当した。

(10) 正月三日の大変——鳥羽・伏見の戦。

(11) 慶應四年一月六日 慶喜、海路江戸へ帰る。

(12)

太政官会計局——

一、太政官諸省沿革<sup>4</sup> 大蔵省

（慶応三・二・二・三）（慶応四・三）

金穀出納所——（廢止）

（慶応四・一・九）

会計事務裁判所——（廢止）

（慶応四・一・九）

（商法司）——（廢止）

（民部大蔵省改定）

（遠山茂樹著「近代日本政治史必携」一九六一・七参照）

なお、慶應四年二月一八日、会計事務局出張所は、大阪北

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

浜町の三井元之助名前西替店の家屋をもってこれに充てられ、同三月一五日、これを過書町の大坂銅会所内に移された。

(13) 運上所御用向——慶応四年三月一七日元之助（二男家＝伊皿子家第七代三井高生<sup>トヨマサ</sup>）は、大阪府外国事務局において、運上所（後の税関に相当するもの）御用達ならびに御為替方を命じられている。大坂両替店の「日記録」（本一〇七）には

つぎのように記録されている。

十七日（略）

一当地元東町裁判所江御出張

外国事務局より三井元之助嶋田八郎左衛門御呼出シ有之候ニ付、当方より福田吉右衛門嶋田万ら新田新次郎罷出候所、元白洲ニおるて御挂り宇和島藩松根内蔵様立合同幕壇人御書付を以被仰渡左ニ

運上所御用達并御為替

三井元之助

島田八郎左衛門

伊達少将殿御沙汰候事

三月十七日 外国事務局

右被仰渡候ニ付、先兩人共帰店別宅衆江申入事

(14) 元之助——大坂両替店の店名前。当時二男家（伊皿子家）第七代三井高生。

(15) 手代六人之者——大坂両替店の手代。当時名代吹田四郎兵

衛を含む。

(16) 住吉町御用所——江戸幕府勘定所から「江戸市中融通御貸付金取扱御用」を承ったのを契機に、慶応三年、それまでの諸御用をまとめて大元方持として、江戸住吉町に設けられた御用所。（注（42）、『日本橋区史』第一冊、『日本橋区史参考画帖』第二冊・付図拾五枚の内十五、参照）

(17) 山中伝次郎——のち伝兵衛。西京両替店手代として、慶応四年二月一六日組頭格、明治二年二月一六日支配格、明治三年七月二六日支配、明治四年七月六日伝兵衛と改、同年七月二九日通勤支配に順次昇格する。商法司判事任命当時は組頭格。

(18) 商法司判事——商法司は明治元年（一八六八）閏四月に設置された。前述した太政官会計事務局で太政官札が発行されると同時に、「商業を振起し、政府の為に間接税の収入を増加せしめん」ことを目的として商法司が置かれ各地に商法会所が設けられたが、これは太政官札の前貸を通じて諸国物産の流通を独占的に把握するためのものであった。すなわち、これまで商品流通の上で大きな地位を占めていた諸種の仲間を新しく設置された商法会所に結集させ、その商法会所を通じて商品引当の太政官札貸付を実施した。このような商法司等による大政官札の前貸信用の供与によって「生産引立」をおこないつつ、諸国物産の流通を新政権が掌握しようとしたのである。

商法司の執務は三井、小野、島田三家の為替方手代に当らせた。三井では京西替店の手代山中伝次郎が、ついで同年一〇月に山崎甚五郎が任命された。

(19) 御掛屋頭取——明治元年五月一〇日、三郎助高喜が会計官

(会計事務局の改称)から商法会所掛屋頭取を命じられ、五

月二八日には八郎右衛門高福、次郎右衛門高朗も頭取を命じ

られている。(「金穀出納所御用留」本三八八)

(20) 神武天皇之昔ニ御復古——「初め具視等の王政復古の大事を謀るや、或は建武中興の規模に拠らんとする者あり、具視肯せずして曰く、此の如きは未だ以て範とするに足らざるなりと、仍りて之れを玉松操に問ふ、答へて曰く、王政復古は其の規模初めより大ならざるべからず、宜しく其の制度典章を遠く神武天皇の創業に則り、以て宇内の統一を図るを期すべしと、王政復古大号令の神武創業を言ふ所以の者、職として操の立言によるなり、」(『明治天皇紀』第一、宮内庁、明治四三・一〇・一五)。

玉松操(明治二年真弘、文化七・三・一七~明治五・二、(22) 商法会所元々——慶応四年五月二八日に八郎右衛門高福と同次郎右衛門高朗が任命された。(『稿本三井家史料 高福』

一三五七・八ページ参照)注(18)を参照されたい。

歳の時醍醐の無量寿院に入り、二十五歳で大僧都法印に任せられ、僧律改革を提唱し、迫害を受けて還俗。転軽国書を講じ、尊王攘夷を唱えた。慶應二年、門人三上兵部(三宮義胤)の紹介で岩倉貞親と相識り、腹心となる。維新政府の官職制の制定および神武紀元の採択や女官の政事容喙の禁等、操の建

言によることが多い。慶應四年徵士に選ばれ、内国事務局権判事、皇学所の御用掛に任命、明治一年正月最初の侍読として日本書紀を進講した。明治三年一二月官を辞し、洛北に居住(伊藤武雄著『復古の玉松操』昭和二年、参照)。

(21) 店々手代役柄の名称と格順を左に記す。

平 上座格 連役格 連役 栄頭格 役頭格

支配格(支配並役) 組頭格 組頭格

通勤支配 支配

後見格

後見格

勘定名代格

元方掛名代格

元方掛名代

加判名代格

元格

元大元格

(『店々役名人鑑』三井家編集室編)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

元(隠勤)

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

五年（一六一〇）八月二二日歿。父は三井修理亮高之（『本系図』）。一本に三井新三郎安隆、また、三井次郎右衛門高次がある。事蹟についても諸説があつて不明確である。

三井家の祖先は、永禄・天正の頃（一六世紀後半）近江にて六角佐々木氏に仕え、天正元年（一五七三）八月鮎江城陥落とともに遁れて伊勢に移ったと伝えられる。それが高安であるといわれてきたが、高安は幼少の時伊勢に伴われていたか、伊勢で生れたかのようだと『稿本三井家史料』の編者は述べている。高安が伊勢にいたころは浪々の境涯であったとはいえ、なおいく人か臣属するものがあり、着用したといわれる鎧・甲・太刀・馬具などが今に遺されている。資材も乏しくなく、神原刑部（代々一志郡神原に住み北畠氏に属したが、その滅亡後は織田信包に帰し、中山町に住したといふ）に黄金一枚を貸したことがあると伝えられている。

高安埋葬の地は『本系図』・『中興譜』および同書所引異本はみな津の西来寺に葬るとあり、松坂来迎寺にあつた墓碑（昭和三年松坂本町の三井家発祥の記念地に移した）は西来寺から移したものと伝えられるが、ともに確かではない。

宝曆元年（一七五一）九月三日、神号をおくり、同三年四月八日、顯名靈社として洛西木ノ島に勧請し、安永九年（一七八〇）八月二二日、その祠宇を建立した。現在も木ノ島神社（蚕の宮）の境内に顯名社として高安を祀つた小祠がある。高安には二男二女があり、長男が高利の父高俊である。

また三庶子があつた。

高安歿年の年については、慶長三年（一五九八、慶長一五年と同じく戌の年）八月二二日、慶長元年五月という異説があるが、宝永六年（一七〇九）、高安の曾孫高平（惣領家第二代、宗慈）の代に、松坂および京都で百回忌の法要を営んでいる。慶長十五（一六一〇）年から数えて百年目に当る年である。（『商元記』・『真如堂日記』・大元方「聞書帳」）

宝曆九年（一七五九）八月二二日、惣領家第四代高美の時に、百五十回忌の法事を真如堂・松坂来迎寺で行い、大坂西方寺では塔婆をたて、江戸にも通知を出し、両三日後、同苗店々手代全員が正月椀飯で魚物料理で祝われている。

文化六年（一八〇九）八月二二日、惣領家第六代高祐の時、真如堂で二百回忌法事を行い（松坂来迎寺では前年に引上げ）、江戸真盛寺では塔婆をたて、二三日木島顯名靈社神事、神樂を行う、一〇月、高祐・嫡子高就の妻列を伴つて伊勢及び春日・大坂八幡参詣。

安政六年（一八五九）八月二二日祥当のところ、五月にくりあげて真如堂で二百五十回忌の法事執行。同族・夫人たち、「店々重役并妻方隠居家督相統講中惣參詣」。「元々後見迄上

下着、支配より組頭迄帷子倚着」。ただ時節柄万端省略の上質素につとめるよう、松坂へもい渡された。八月祥当之節に宅々店々で内祝を行ふ。

明治四二年（一九〇九）、総本家第一〇代八郎右衛門高棟

の代に、三百年遠忌（祥月八月二二日）につき、九月、京都  
真如堂（二二日）および松阪来迎寺（二八日）において法事  
を営み、京都下加茂顯名靈社において祭典（二四日大祭）を  
行い、同族総代として八郎右衛門が江州沙々貴神社に参拝

（二六日）した。（『稿本三井家史料 遠祖越後守高安』参照）。

なお『稿本三井家史料』は、この高安三百回忌を記念して  
編纂されたものである。九月二十四日、京都顯名神社において、  
三百年祭を當むに際し、同族・同夫人、重役らが参列し、各  
家歴代の編年史料八〇巻を靈位の前に奠えた。

（24） 松樹院——三井家家祖高利（元和八年（一六二二）～元禄七年（一六九四）五月六日）のこと。法名松樹院長普宗寿居士。  
三井家では松樹院といい習わす。毎年祥月命日には法事を行  
う。

（25）・（28） 町人商家たる身分——「宗竺遺書」（本誌第三号所  
収）につきの条文がある。（傍点一筆者）

公儀相務候者可心得事

一 御用ニ付公儀相勤候面々己をへりくだり、上をたつと  
ミ、又商德之筋忘るゝ事なけれ、世上多ク公儀勤候もの、  
或は呉服所銀座等其外御用聞之もの共、内証能もの一人も  
無之候、是は公儀を專に致し、我家業を存不申候故如此ニ  
候、まして手前は商人也、御用は商の余情と心得へし、然  
は家職を外になし、上下勤ラ心とし、店々の事を脳に致候、  
てハ大キ成相違候、されハとて勤方をろかには成不申候、

勤候者ハ、表向之勤と、家職之儀を両輪に可心得也、其承り  
之御用にしつ有時は、其ものゝ不念度相成候間、能々相  
心得大切に可存事

（26） 御地頭——紀州藩主を指す。「宗竺遺書」につきの条文が

ある。「紀州様屋敷勤方之事 一、紀州御屋敷は手前一家之  
地頭也、いつ迄も御大切に可相心得候（略）」。松坂は三井家  
発祥の地として旧幕時代には、代表者八郎右衛門の名は現実  
の居住地に係わりなく、つねに松坂の宗門人別帳に記名され  
ており、また連家二家（松坂北家・南家）が常住して、両家  
のうちいすれかが松坂大年寄役を承わり、同時に紀州家の御  
用を勤めた。松坂は紀州藩の勢州領一八万六三〇〇石余の中  
心地であったため、紀州家とは特別の関係を保っていた。

（27） 「宗竺遺書」（享保七年）以後、多くの式目・家法が大元  
方から出されているが、ここでは、それらの基本である「宗  
竺遺書」の精神に背かないように、という意味にうけと  
る。

（30） 真如堂——高利以来の三井家墓所。天台宗、真正極楽寺。  
京都市左京区浄土寺真如町にある。高利三男高治錄「商売  
記」には「一、宗寿（高利）御病中真如堂へ参詣其節御心付  
墓所真如堂に可被成殿被仰置候…」と記録されている。

（31） 手代署名捺印者、以上四三名。

（32） 牧野備後守成貞——「宗竺遺書」に「牧野御屋敷方之事、  
一牧野御屋敷は紀州とハ又わけ違候、大夢公御代御懇意を請

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

(33)

候事隨分是迄御屋敷へ無如在相勤來り候、此末とても可成は  
とハ首尾能相勤可申候（略）と記されている。大夢公とは牧野  
野備後守成貞で、常州笠間藩主であるが、將軍綱吉の側近と  
なり勢威を振った。三井家が急速に發展しえた大きな要素で  
あつた幕府の吳服御用と大坂御金藏為替御用はいずれも牧野  
の配慮によるものとされている。前述の「宗竺遺書」の記述  
は、この恩顧を後々まで忘れないように書きのこされたので  
ある。その後幕末に至るまで牧野家に対しても特別に勤めて  
いる。笠間藩士勤王の儒者加藤有隣（文化八年～明治一七年  
～八一～一八八四）、のちの桜老）が京都に上り幕吏に追  
われた時も、高朗が特別の保護を与え、邸内井上治兵衛方に追  
かくまい、同時に、彼が高杉晋作らと交友関係にあつたこと  
から、勤王派の情報をかれから得てゐるとみられる。

吳服御用 「商売記」にはつぎのように記されている。

（一宗竺）伊勢にて婚礼在之、伊勢住宅の心にて在之故、休息旁  
先引込二三年も勢州に有之節宗寿被仰候は、追付公方様江  
被召出御用可被仰付と存候間、其心得致し申様にと被仰候、  
此翌年備後様より宗竺を八郎右衛門と申候節御招被遊、  
宗竺江戸へ御下り候、早速始て備後守様御逢被遊、明日御  
老中様御四人江参上仕候様に被仰に付、則宗竺御老中様江  
参上在之所早速御逢被遊、其方儀商売廉直に仕世上重宝成  
儀達御上聞候故、何れも御逢被遊候との御意、追て吳服所  
に可被為仰付候御事、終に願不申候儀を御召出にて御用被

(34)

仰付、右之仕合前代にも無之御事  
このほか「宗寿居士御由緒書」、「別本脇田藤右衛門扣」等  
を参照。

坂本町拝領地——吳服師越後屋八郎兵衛の名前で、坂本町  
一丁目南側東角後の方、地坪一四三坪二合（後一六八坪一合  
に改める）を拝領する。

《坂本町名主多田内江口達書》（『稿本三井家史料』北家第  
二代 三井高平）三五～三八ページ）

以書附申上候

一、坂本町壹丁目東角表田舎間七間三尺三寸、裏幅同拾間、  
裏行東之方拾九間壹尺五寸六分、西之方拾間目より、西江  
式間武尺七寸、鍵之手入込有之、此坪数百六拾八坪壹合、  
拝領主三井八郎兵衛、京都住宅江戸店支配人佐次兵衛申  
上候、当正月中拝領町屋敷之儀御尋在之、坂本町拝領地之  
儀は八郎兵衛先祖元御納戸御吳服師相勤、元禄年中町屋敷  
致拝領、其後享保三戊午、御用御免被仰付候得共、拝領屋  
敷は其儘被下置、尤其節其身一代、御目見被仰付候旨、御  
書附を以被仰渡、町屋敷之儀今以拝領仕罷在候段、坂本町  
に拝領地有之同様之者一同書上仕候、然る処三井八郎兵衛  
儀は、元御吳服師之節より、御広鋪御用相勤、享保年中表  
御用御免被仰付候得共、御広鋪御用之儀は、只今以無滯奉  
相勤候に付、其段可申上処、認入不申、不調法至極奉恐入  
候、（中略）右之趣御願申上候様申越、於私甚春恐入候、全

不調法にて、認落仕候儀に御座候間、何卒以御慈悲、御広  
鋪御用只今以相勤候段御書上文面井名前肩書共、御書加被  
成下置候様、偏に奉願上候、以上

元御納戸御吳服師

當時御広鋪御用相勤罷在候町方

御支配

三井八郎兵衛京都住宅に付

江戸店支配人

文政七申年五月十一日 佐次兵衛(印)

右地面家守

長右衛門(印)

右之通、達て相願度旨申出候間、再応取調候處、先年奈良

屋御役所御調之節書上控等京都表より持参仕候趣にて、先

達て申上方不行届旨、不調法之段、相願候に付、可相成は

此度申上候通御書加被下置候様仕度、前書宝曆之度御調在  
之候節之書留写別紙に相添此段申上候以上

坂本町

名主 新助(印)

喜多村

御役所

『日本橋区史』第一冊一四五〇一五五ページに概略次のよう  
に記されている。

元禄一二年正月一日、御吳服師八人を城中に召し、老中・

裏幅同断

一京間六間六尺三寸 御吳服師

越後屋八郎兵衛

側用人等列座の上茅場町向井将監の上り屋敷一一八六坪余を  
両角のもの一四三坪余、その他は各一五〇坪賜う旨指令があ  
つた。一六日屋敷地所絵図の内示があり、吳服師八名(京在  
住の者は名代)が右地所に出向き、地割奉行の家臣らの立会  
で惣間数をうち四隅に榜示杭を立て、一九日惣竹垣を設けた。  
二月一三日町年寄樽屋役所に召され、拝領屋敷は町奉行支配  
になつたことなど申し渡され、各代人から御請証文を差出し  
た。署名者はつきの通りである。

越後屋八郎兵衛屋代 長右衛門(印)

楨田平左衛門屋代 権右衛門(印)

三輪彦助屋代 文四郎(印)

山田屋清七屋代 喜左衛門(印)

伊勢屋利右衛門屋代 喜兵衛(印)

菱屋庄左衛門屋代 万右衛門(印)

川北休雅屋代 利兵衛(印)

三井三郎右衛門屋代 長右衛門(印)

五月二三日になって、大通りの戸樋・枠伏・内外一四井と  
もに落成し、同日名主方で振舞をし、今後の造作等について  
八軒から頼み、二七日水口切を済ませ、井戸が出来、地固め  
に着手、年末に至つて新築落成、隣町との振合で沽券状を作  
製して届け出た。沽券は左の通り。

裏行式拾間三尺六寸

此坪百拾三坪二合

代金千七拾八両余

小間壹間に付百五拾五両

『參謀本部陸軍部測量局出版、東京附近五千分一測量図 東

京東部 深川及日本橋 第二号』（明治十七年測量同一九年

製版）に坂本町の町名あり、三井物産会社の名称と建物の形

も印刷されている。

(35) 御為替御用——元禄四年にはじまつた大坂御金蔵銀の御為

替御用引受の経過については、「御用留抜書 式番」(本二〇)

五) に詳しい。その史料からつぎの部分を引用しておこう。

御為替御用始

一元禄三年六月従町御奉行様被仰渡候御用之儀有之候間、

兩替町駿河町兩替屋共不残町年寄奈良屋市右衛門方江参候

様被申越、何も罷越候之処今度大坂御金蔵御金銀御為替被

仰付積り、依之兩替町駿河町兩替屋共之内右御用相勤候者

有之哉吟味可仕旨被仰付候間、可相勤と存候者は銘々人數

書付差越候様ニ被申渡候ニ付、兩町之内望之者左之通名前

仕候事

本銀町式町目 越後屋八郎兵衛

坂倉屋三郎左衛門

駿河町 三井次郎右衛門

本兩替町 同

中川屋清三郎

大坂屋六右衛門

押領屋敷

海保屋半兵衛  
鳴屋喜兵衛

海保屋伝左衛門  
朝田屋与兵衛

和泉屋三右衛門  
中川屋三郎兵衛

駿河町 同 同 同

室町三町目 中川屋三郎兵衛

右之通奈良屋市右衛門殿書出候事

元禄四年二月にはつきのよう請負証文を提出している。

差上申一札之事

一大坂御金蔵カタシマ江戸御金蔵江金銀被指下候ニ付、為御替被遊

候積り御請合奉願候事

一銀五百貫目迄は何時成共於大坂御渡被成候ハ、日數六十日

限ニ而於御当地金子上納、如此銀高多少ニ不依毎月不及申

自然ニは一ヶ月置ニ成とも請取次第六十日限上納之積り何

迄も御請負可仕事

一右兩替之儀は其時々大坂之相場次第、於御当地金子上納可

仕候事

一御当地ニ而銀子御用之節は、大坂ニ而御渡被成候銀高之内

半分ツ、銀子上納可仕事

一金銀包之儀、三井次郎右衛門包ニ而上納可仕候事

右之通為御替奉願候、然上は何時成共於大坂請取申候日數

六十日切ニ於御当地上納可仕候、依之兩人分為家質代金合

八千四百両之家屋敷町並完券直段之儘ニ而不斷差上置可申候、勿論拙者共如何様之儀御座候而自然御為替金銀遲滯仕ニおるてハ右家屋鋪被召上、其上何様之曲事ニも可被仰付候、少も違議申上間敷候、仍如件

元禄四年未二月廿五日

本銀町弐町目 越後屋八郎兵衛  
駿河町 三井次郎右衛門

大柴清右衛門殿(生)

大岡喜右衛門殿

永井内蔵之助殿

注\* 一両小判一〇枚の拾両包で、封のまゝ通用した。

\* \* 宛名の三人はいずれも御金奉行

同様の記事は「家記」「別本脇田藤右衛門控」「商売之始」「店名前控」にある。

(36) 長崎為替——宝曆元年よりはじめた、長崎から大坂銅会所までの為登金の御為替御用を一手に受けたことについては、前出「御用留抜書」(本二〇八)、「例操鑑」(本四八九)等を参照されたい。

(37) 名目金貸付については『三井銀行八十年史』一八ページ参照

(38) 神宝方——「神宝方一巻」(本一六一)等の史料から神宝方御用の内容を若干うかがうと、寛政二年八月に、日光東照宮祭礼のために織物御用を命じられた三井家は、出来上った織

物(長持二三棹)を京都から江戸まで運ぶため、必要な人馬として、人足五二人と馬一疋の貸与を願出ていることがわかる。島々産物の交易方のために設置された会所の頭取に命じられた三井の請書証文は左のとおりである。

(39) 伊豆国附島々産物会所頭取——寛政九年、老中松平信明から

島々産物の交易方のために設置された会所の頭取に命じられた三井の請書証文は左のとおりである。

御請書之事

一越後屋八郎右衛門儀此度伊豆国附島々産物会所頭取被仰付

候付、勤方之儀者御支配御代官様御挂り御勘定様方御差図を請、松沢孫八申合入念可相動、右勤之内御扶持方式人扶

持被下置候旨被仰渡難有奉畏候、八郎右衛門儀京都住居仕

候ニ付、右之趣早速可申置候、勿論右勤方之儀者江戸店引受之者相心得御差支無御座候様可取計候、依之右為御請奉

申上候 以上

(『稿本三井家史料 北家第六代三井高祐』一六一)  
四ページ)

なお島方産物の種類はつぎの通りである。

一薪炭、塩、乾魚、海草類

大島産

一椿材、椎実、塩魚、乾魚

利島産

一塩魚、乾魚、海草類

新島産

一椿油、塩魚、乾魚、海草類

神津島産

一木綿、八丈縞紬、海草類(ソノマタ)

三宅島産

一黃楊材、桑、唐木細工用材

御倉島産

一八丈綿紬、木綿、椿油、海草類 八丈島産

史料としては、「永要記」(本三九九)、「永聽記」五番(本

一五一)、「紀印諸用覚」一番(本一六九五)、「紀印方諸

用留」二番(本一六九七)、「日記録」七十七番(本五二)

等を参照。

(40) 勘定所御用達——天明八年(一七八八)、幕府は江戸市中の

富裕な町人を勘定所御用達として任命した。この時任用され

た御用達はつきの七名であった。本革屋町の三谷三九郎、金

吹町の播磨屋新右衛門、鎌倉町の豊島屋右衛門、芝田町八

丁目の仙波太郎兵衛、本石町三丁目の大坂屋孫八、靈岩島四日

市町の鹿島屋清兵衛、三田三丁目の伊勢屋弥三郎である(『日

本財政経済史料』第三巻三三八~三四四ページ)、この勘定所

御用達は、「江戸に店あれども、主人他國住の豪農は之れを

命ぜず」(『類聚近世風俗志』上七三七ページ)といわれている

ように、江戸住いの富裕な商人層を起用して、米価調節、物

価、平準諸貸付御用などの役割りを課したのである。その後

寛政元年には三名が追加され、ついで文化一〇年には三井家

なども勘定所御用達に任せられることになったのである。文

化一〇年九月一六日に、「八郎右衛門様御儀島方頭取數年御

出精御勤被遊候に付」「御勘定所御用達被仰付」ことにな

つたと史料に記されている(『永書』本一三三「ほか」)。

(41) 大坂銅座掛屋御用——『稿本三井家史料』伊祖子家第五代

三井高基』二二六ページ以下参照。掛け御用の引受経過につ

いては「於大坂銅座掛け御用被仰付一件」(本五四九)、「銅

座御役所掛け御用勤方仕法書付」(本一四二六)に詳しい。

(42) 外国奉行所御金御用達——『三井銀行八十年史』二七七一

ジ、「横浜市史」第二巻六七七ページ以下に説明されている。

『稿本三井家史料』北家第八代三井高福』八八一~八九四ペ

ージに「横浜表開港ノ節被仰渡写」(本一四八四~三七九一)

が収められている。

(43) 江戸市中融通御貸付金取扱御用——この御用の引受経過については、「書状之留」(別四二六)に収められているつきの

史料にうかがうことができる。

(前略) 御勘定御奉行御組頭御立会之上被仰渡候所左ニ

申渡

三井八郎右衛門

其方儀此度市中為融通御勘定所御用金取扱之儀申付候間

出精可相勤候

右之通被仰渡御退座ニ相成、尚亦御組頭御列座之上

申渡

三井八郎右衛門名代

稻垣次郎七

斎藤専藏

外ニ壱人

其方共儀御用金取扱之儀申付候間入念可相勤候

右之通被仰渡御退座ニ相成候ニ付、被引取早速店々御打寄

被及評議候処、御一統御当惑御恐入夷ニ是迄廉々御用も御勤、其内毫廉ニ而も御免相成候様御歎願可被成旨兼而被仰遣有之候処、此末御用廉御聽候而ハ主中様方御尊慮如何可有之哉と御心痛何様ニも御免歎願可被成御積ニ而、未タ御請書御差出無之候得共右御用筋ニ付而ハ弥御趣意柄も有之、誠之、只々御免歎願と申訳ニも難行届哉と思召、不敢御勤番様御賢慮御伺被成候処御當惑被為思召上、御意被遊候ニは是迄廉々御用相勤居一廉ニ而も御免ニ相成候様取計可致旨毎々当地ニ被仰遣候折柄、又々右体御用被仰渡心痛之事候、併不容易御大切御用ニ付一応当地へ及通達候上三而、取計可致様被仰付ニ付、尚亦御打寄再応御評談被成候へ共、実以不容易御大切御用筋、殊ニ右体被仰渡候上ハ主中様方御尊慮御伺、拙者共存入と篤と御承知之上御請不奉申上而ハ難相成、何分種々入組候趣意柄も有之筆談ニ而ハ逆も難行届ニ付、御勤番様へ御伺之上稻垣次郎七殿・永田甚七殿外ニ美野村利八殿同道、去ル六日頃御地出立罷登り可被申積之由就而ハ主中様ニも定而御当惑被思召上、於拙者共も心痛可致と御推察候得共、誠ニ無余儀次第柄ニ付不悪相心得、猶委細之義ハ右三人之衆上京之上篤と聞取、主中様方程克御伺可申上旨致承知候、則右三人此程無難ニ到着被致、委細御演舌之趣夫々承知誠ニ不容易御太切之御用筋何共奉恐入候、則再度打寄種々及評議候処、右御用ニ付而是種々意味合等も在之趣ニ而、今更御免歎願述も難行届趣ニ

付、右之趣ヲ以元方様方へ御賢慮御伺申上候処甚御當惑被思召上候へ共、右被仰渡ニ付而ハ種々御趣意柄も有之、誠ニ無拠次第迎も御免歎願難行届趣ニ付、此上ハ程克奉御請申上候外致方無之、（下略）

十一月朔日

中井  
中野  
迄

斎藤  
迄

ほかに「証番状」（別五八〇）のうちの「証拾番」、「証拾三番」、「証拾七番」等の書状も参照されたい。

市中荷物貸付御用の実体、意義については『横浜市史』第二卷第四章を参照されたい。

#### (44) 御用所と三野村利左衛門——注(43)の「書状之留」に続く

つきの史料を示しておく。  
(前略)

併不容易御大切成御用之儀ニ付、肝心手元之備取締方專一之義ニ付、右等之処猶又篤と評義之上勘弁可致様被仰渡候ニ付、猶又打寄種々及評談候処、何分於御地ニ各方御不人之折柄、殊ニ御手馴無之義、然ルニ右利八殿御公迈向御役人被蒙御懇命候趣承知、殊ニ右御用筋事柄万事相弁居被申候ニ付、右仁此度御召抱ニ被成下候ハ、至極御弁利ニも相成、俱々ニ万事申合手堅ク御用向相勤被申度段、稻垣氏迄段々被相願候ニ付、同人身元之義篤と承り糺候処、至極慥

## 維新期における三井「家政」改革（三井）

成仁ニ而急度御用弁ニも相成候趣ニ付、尚又評議之上御召抱之義御同申上候處御聞洛被遊、則一昨廿七日被仰渡候處

左之通

利八事

三野村利左衛門

右此度御用所へ出勤同所限通勤支配格

右之通被仰渡候間此段御承知、尤御用所限り之義ニ付元方

御状より別段御通達不被遊候間、右之趣御勤番様へ被仰上

置、猶店々江も御達し置可被成候、猶右御用御請被遊候ニ

付而ハ至極御太切之義ニ付、手元備方万端御仕法建等未熟

談難整候間、御評談中ニ有之候得ハ、猶治定之上三人之衆

江委細御談し申上、当地出立可被仰付候間、此段御承知委

細之義追而帰府之上御承知御取計可被成候、先ハ右御報

旁得御意度如此御座候以上

十一月朔日

中井  
中野  
斎藤  
迄

中村  
迄

(45)

中井信彦「商人地主の諸問題」（明治維新と地主制）歴史学研究会編、昭和三年四月所収、二四二ページ、松本四郎

「幕末・維新期における三井家大元方の存在形態」（三井文庫論叢）第二号、一九六八年）参照。

(46) 文久二年（江戸店改革建議案）（本一三五三一七）をとり

あえず紹介しておこう。

一御主家様は日本一之商人と申事ハ世上一統能存候事に候、然ルニ近來追々無人ニ相成村印ハ不及申小商人迄ニ売負ケ候様子世上風聞専らニ御座候、是皆御主家の御損毛言語ニ

難尽存、夫と申も其店ニ治り方乍恐不宜様奉存候折柄幸之

席ニ奉申上候、何卒此度御店之御仕法御建直シ家内和合仕

昔之御姿ニ立帰り御主人様も御安心被遊候時節ニ相成候ハ

、臣一命終り候共泉下之影より奉恐悦候

（中略）

一御店様此節之御様子ニ而ハ十ヶ年と申度候へ共、五六年之間も六ソケ敷と世間一統ニ申居候由、誠ニ敷ケ敷御事御座

候

一別宅支配人中手前勝手計多く、下々者共一統帰服不致候事

（中略）

一當時本店之別宅ニ致度と下々一統致喩ニハ、稻垣次郎七殿

并皆病氣と唱國元江引取被居半六殿、外ニ堀人外店より御見

立ニ相成候様相成候ハ、下々之者帰服仕候

(48) 官雇勤手代——「寄合之上相定候覚書」二（追六四二）の

なかから御用関係勤務を申渡した手代の名前を拾つとつきのとおりである。

一慶応四年四月

会計局御為替方御名代

平深井助三郎

中村徳兵衛

(但御官ニ而ハ重手代と唱名代と不申候事)

一明治元年十月 商法司判事

一明治二年九月

山崎甚五郎

御為替方名代是迄之通

通商掛兼 藤田和三郎

御為替方名代是迄之通

京都府掛兼 山中伝次郎

深井助三郎

願之通今度出入申渡

店限御雇為替会社御代勤

元組頭役御暇

安本事

井上佐太郎

出納司御為替方御名代

平 永緒六三郎

(49)

情報と展望——三井は、激動する情勢のなかにあって、早くから、経営危機を開拓する現実の方策を必死に探求し、工作している。その情報網が當時としては秀れて緻密なもの

で、『幕府方・尊王方』双方のほか広く内外から集められた情報は迅速でかつ比較的正確だったらしいこと(『能勢規十郎談片』明治四二年三月二九日採訪『稿本三井家史料 北家第九代三井高朗』二八五七ページ参照)は知られているところ

であるが、これらの情報分析から、内外の経済動向や時局全体にわたるおおよその展望が——いうならば、倒幕—新政樹立という事態の発展は、幕藩体制そのものの崩壊と全国的統一国家の形成を指向していること、資本の活動によって統一国家はより広大な市場とより有利な条件とをつくり出す可能性があるし、打ち寄せている世界資本主義の波浪にも適応するであろうこと、などの見透しができたものである。

維新政府支持をいつの時点で決意したかは常に問題にされる点であるが、その方向決定の時期は、「高福の大ばくちが行われた」と子孫に語りつがれていることからもおおよそ推定されよう。しかし、それはある決定的な日に賽を投げたといいうようなものではなく、前述したような多角的な情報によって熟考に熟考を重ねた結果にちがいないが、一般にいわれるよりかなり早い時期にその腹は固まってきたものと考えられる。そして、それには、高朗が情報網を握っていた点からも、かれが大きい役割をなしていたと考えてよさうである。その間、情勢の判断は京都と江戸ではかなりの落差があったはずであるし、その対処方にも意見の相違があったであろうから、情勢の推移に従って、打つべき手は打ちながら、慎重にまた次第に『佐幕』から『尊王』へ決着するのである。京都では、將軍並びに從来特別の関係にあった紀州藩主への礼を欠いていくが、それもその現われの一つであったとみるこ

とができるよう。博奕といえば、まだ大政奉還も王政復古も定らない時期に薩長浪士と交わり、勤王志士を、一條城に向き合った油小路の惣領家邸内にかくまつたような行為自体が、危険を伴う博奕であったにちがいない。

まさに、そのような情況のなかで、新政府からの働きかけがなされたのであった。

王政復古令が発せられたとはいえ、いまだ新政権の確立をみない時期に、新政府のよび出しに直ちに応じ、「穴蔵密建金」（秘密の非常準備金）をはたいて献金に卒先したり、討幕軍資金の調達に応じたり、依頼に応じて手代を従軍させたり、江戸においても幕吏の眼をくぐって、ひそかに兵浪米一千俵を薩軍のために調達したり、新政府の業務に対してもその後ますます強い支持を示したことは、以上のような展望なしには考えられないことである。

(50)

会計基立金については、沢田章『明治財政の基礎的研究』、中井信彦「商人地主の諸問題」（歴史学研究会編『明治維新と地主制』所収）、明治初年における三井の政府関係業務について、岩崎宏之「政商保護政策の成立」『三井文庫論叢』創刊号所収）の第七表「明治初年における三井の政府関係業務」（慶應三年一二月～明治七年一二月）参照。